

務省条約局長（当時）がした発言であるところ、その発言内容には、在日韓国人の国籍等の取扱いにとどまらず、今日においても韓国国民一般に対する否定的評価と受け止められるおそれのある率直かつ忌憚のない意見が含まれている。

(3) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性

ア 韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

上記不開示部分の記載内容は、非公開を前提とした政府部内での打合せの際にされた日本政府高官の発言であり、その発言内容には、前記(2)のとおり、韓国国民一般に対する否定的評価と受け止められるおそれのある率直かつ忌憚のない意見が含まれている。したがって、これを公にすると、当時の日本政府が、韓国国民一般に対して同様の否定的評価をしていたものとの誤解を韓国側に生じさせかねないし、さらに、現在の日本政府もまた、韓国国民一般に対して同様の否定的評価を有しているとの誤解を韓国側に生じさせかねない。

また、上記の発言内容自体が軽視し得ないものであることに加え、政府高官の立場にある者の発言として我が国の公文書に記録されていることを併せ考えると、外務大臣が、上記不開示部分を開示すれば、我が国の韓国に対する評価について韓国側に重大な誤解を与えかねず、ひいては韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると判断したことには相応の根拠があるというべきであり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないものであるから、上記不開示部分に係る情報は情報公開法 5 条 3 号の不開示情報に該当することができる。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、上記不開示部分に係る情報が、昭和 28 年当時の状況を前提とする在日韓国人の国籍等の取扱いに係る日本政府部内の具体的見解であ

ると認定した上で、当該見解と現在における在日韓国人の国籍等の取扱いとの関係は一切明らかにされておらず、その後、日韓間で日韓基本条約及び法的地位協定が締結され、日本国内でも在日朝鮮人の法的地位に関する法整備が行われたことなどを挙げて、上記情報は情報公開法5条3号に該当しないと判示した。

しかしながら、上記不開示部分の記載は、前記(2)のとおりの内容を含むものであって、昭和28年当時の状況を前提とした在日韓国人の国籍等の取扱いに係る具体的な見解に限られるものではないから、当該情報の内容、性質に関する原判決の認定には誤りがある。そして、上記不開示部分を開示した場合における弊害の有無についての原判決の上記判示は、誤った前提に立ってされているものであり、相当ではない。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

上記不開示部分に係る情報は、政府部内において、非公開を前提として、外務省、法務省、大蔵省、運輸省、通産省及び農林省の局長級職員を中心とする政府高官が、日韓会談の懸案事項について、忌憚のない打合せを行った際の議事の内容である。

今般、外務大臣においては、被控訴人らによる情報公開請求に接し、上記の打合せが非公開を前提として行われたことを踏まえつつも、情報公開法の趣旨に沿うべく、可能な範囲で一部開示に応じたものである。しかしながら、当該打合せが非公開を前提として行われたものであることから、率直かつ忌憚のない発言もされており、その発言の中には、政府の公式見解ではないにもかかわらず、あたかも日本政府の公式見解であると誤解されかねないものも含まれている。このような内容を含む上記不開示部分が開示されれば、韓国政府に前記(3)アで述べたところの誤解を生じさせかねず、我が国の外交事務の遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとい

うべきである。

また、非公開を前提として行われた打合せにおける議事の内容の全てが、後日、漫然と公開されることが予想される事態となれば、率直かつ忌憚のない意見交換ができないこととなり、政府部内における非公開を前提として行う打合せ、協議、検討等をする上で多大な支障が生ずることとなる。

以上のとおりであるから、上記不開示部分に係る情報を公にすると、日本政府の外交事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性がある。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、上記不開示部分に係る情報は、昭和28年当時の状況を前提とする在日韓国人の取扱いに係る日本政府部内の具体的見解にすぎず、この点に関する日韓間及び日本国内における状況は著しく変化していることも考慮すると、これを公にしたとしても、日本政府の外交事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとはいえないと判示する。

この点、当該情報の内容、性格に関する原判決の認定判断が誤っていることは既に述べたとおりであるが、その点をおくとしても、当該情報の内容として、韓国国民一般に通ずる否定的評価であると受け止められるおそれのある率直かつ忌憚のない意見が含まれており、かかる意見が現在の日本政府の見解でもあると誤解されるおそれがあることは前記(3)アのとおりであるから、かかる見解を漫然と公にする場合には、日本政府の外交事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるといえるのであって、原判決はこの点でも誤っているというべきである。

(5) 小括

以上によれば、上記不開示部分に係る情報は、情報公開法5条3号及び6号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

3 通し番号2-19（乙A第102号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号2-19の文書は、外務省が作成した内部文書であるところ、同文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄の①及び②に記載のもの）のうち、①同文書の38ページ左から3行の部分（不開示部分①）には、30年以上前の時点において在外本店会社の在日財産の帰属問題に関する法人の国籍決定につき政府部内において見解の対立があったこと等が、②同文書の52ページ及び53ページの部分に（不開示部分②）は、30年以上前の時点における「平和条約の特別取極その他国際間の条約、協定によって国が在外私有財産についてその所在国の処分権を認め又は在外私有財産を放棄するが如き場合にも憲法29条に定める補償を要しない」との大蔵省の見解に対する反論を外務省が評価した率直な見解が、それぞれ記載されているものと推認することができる。

そうであるとすれば、不開示部分①及び②に係る情報は、⑦在日本店会社の在日財産の帰属問題に関する法人の国籍決定や①平和条約によって国が私有財産の放棄等をする場合に憲法29条に定める補償の要否に関する日本政府部内の見解の対立等に係るものではあるが、いずれも専ら法理論上の見解やその法的根拠について理論的に検討された際のものであり、30年以上前のものにすぎず、既に日韓間で請求権協定が締結されていることなど、同文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との間の信頼関係を損なうなどのおそれがあるとはいえないから、当該情報は、情報公開法5条3号に該当するとは認められない（原判決別紙5・1892、1893ページ）。

また、不開示部分①及び②に係る情報が、いずれも客観的に検討された際のものにすぎないことも考慮すると、これを公にしたとしても、日本政府の外交等に関する事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとはいはず、当該情報は、情報公開法5条6号に該当するとは認められない（原

判決別紙5・1893, 1894ページ)。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 韓国との信頼関係が損なわれるおそれ及び韓国や北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(7) 不開示部分①及び②の記載内容は、おおむね原判決が認定しているとおりであるが、控訴人が不服を申し立てている部分である不開示部分②には、飽くまでも、日本政府内部の非公式な見解として、公にしない前提で、請求権処理に係る国内的な制約を率直に検討した結果が記載されているのである。請求権処理に関しては、後記(3)アのとおり、我が国政府等に対し賠償や補償を求めるいわゆる戦後補償関係訴訟がこれまでにも日本国内で繰り返し提起されてきており、仮に我が国がこのような請求権処理に係る国内的制約について検討した際の情報を開示すれば、請求権処理の問題が未解決であったとの誤解を与えて関連する訴訟を誘発するなどし、ひいては、韓国政府から、既に解決済みの在韓私有財産に関する請求権処理の問題を日本側が蒸し返そうとしているかのごとき誤解を受けかねず、韓国との間で無用な軋轢を生じさせ、信頼関係が損なわれるおそれがある。

(4) また、韓国内においては、請求権協定に不満を持つ勢力が存在しており、仮に我が国が上記のような請求権処理に係る国内的制約について検討した際の情報を開示すれば、当時の我が国内部の請求権処理に関する検討過程が明らかになることによって上記勢力の不満を一層高め、その声に押されて韓国政府が日本政府に請求権協定についての再交渉を迫ってくるなど、日韓間の財産・請求権問題が再燃することを誘発しかねず、我が国が韓国との交渉上不利益を被るおそれがあることは容易に予想される。

確かに、既に日韓間で請求権協定は締結されており、日韓間の財産・請求権問題については同協定により完全かつ最終的に解決済みであるというものが我が国の一貫した立場である（同協定2条1項）。しかしながら、同問題は、現在においても依然として韓国側から問題提起がされているものであり、平成23年8月30日には、韓国憲法裁判所が、いわゆる従軍慰安婦問題等について、日韓請求権協定3条の紛争解決手続に進まなかった韓国外交通商部の不作為が韓国憲法に違反すると判示し、これを受け、韓国外交通商部が、同年9月15日及び同年11月15日、在韓日本大使館を通じて我が国に対し、同問題等について日韓請求権協定に基づく協議を行いたい旨の申入れを行っている（乙A第509号証の1、同号証の2、乙A第510号証）。また、我が国の最高裁判所に当たる韓国大法院が、平成24年5月24日、先の大戦中に新日本製鐵及び三菱重工業に徴用されたとする韓国人が各企業に損害賠償と未払賃金の支払を求めた事案において、個人の請求権は日韓請求権協定だけで当然に消滅すると見ることはできず、仮に同協定でその請求権に関する韓国の外交保護権が放棄され、日本の国内措置でその請求権が日本国内において消滅したとしても、韓国がこれを外交的に保護する手段を喪失することになるだけであるなどとして、我が国の一貫した立場とは異なる判断を示し、二審判決を破棄して差し戻すという決定をしている（乙A第511号証の1ないし3、乙A第512号証ないし乙A第515号証）。同決定を受けて、勤労挺身隊であった者等が、同年10月24日、韓国において、三菱重工業に対する損害賠償請求訴訟を既に提起しているという状況にある（乙A第516号証ないし乙A第518号証）。

このように、日韓間の財産・請求権問題は、現時点でも両国間で議論となり得る問題であるから、不開示部分②に係る情報を開示すれば、我が国が韓国との交渉上不利益を被るおそれがあることは十分想定され

る。

(イ) さらに、今後の日朝交渉等において、同様の問題が交渉の対象とされることが考えられるところ、過去における我が国内部の請求権処理に関する検討過程が公開されると、北朝鮮が交渉を有利に進める材料にすることなどが考えられるのであり、それにより、我が国が北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあることも十分想定される。

(ロ) 以上によれば、外務大臣が不開示部分②に係る情報を開示することにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると判断したこと、韓国や北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことには相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、不開示部分②に係る情報が、専ら法理論上の見解やその法的根拠について理論的に検討された際のものであり、30年以上前のものにすぎないこと、既に日韓間で請求権協定が締結されていることなどから、当該情報を公にしたとしても、一般的又は類型的にみて、韓国との間の信頼関係を損なうなどのおそれがあるとはいえない旨判示する。

しかしながら、日韓間の財産・請求権問題が現時点でも議論になっていることは前記ア(イ)のとおりであり、我が国が請求権処理に係る国内的制約について内部的にいかなる検討を行っていたかは、当事国である韓国を始め、国際社会の大きな関心事であって、このことは、文書の作成時から30年以上を経ていることによって何ら左右されるものではない。また、法理論上の見解やその法的根拠は、時の経過によって当然にその意味を失うものではないから、前記アのとおり、このような情報を我が国が開示すれば、韓国との信頼関係が損なわれ、あるいは我が国が交渉上不利益を被るおそれがあることは容易に想定されるというべきである。

したがって、原判決の上記判示は相当ではないというべきである。

(3) 情報公開法 5 条 6 号の不開示情報該当性

ア 外交等に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

不開示部分②に係る情報が、日本政府の外交等に係る事務に関する情報に該当することは、原判決も判示するとおりである。そして、当該情報は、飽くまでも日本政府内部の非公式の見解であり、公にしない前提で請求権処理に係る国内的制約を率直に検討したものと内容とするものであって、我が国がこのような情報を開示すれば、我が国に対する韓国の信頼を損ねるとともに、我が国が韓国や北朝鮮との関係で交渉上不利益を被ることになることは、前記(2)アのとおりである。このことは、今後、我が国と韓国や北朝鮮との交渉事務に支障を及ぼす蓋然性があることの根拠となるものである。

さらに、当該情報は、在外私有財産の処分等に憲法 29 条の補償を要するかという点に関し、我が国が内部的にどのような検討をしていたのかといった、いわゆる戦後補償関係訴訟に対する我が国の対応方針にも関連する非公式見解がありのままに記載されたものであるところ、在外私有財産処分等による戦争損害に関する戦後補償関係訴訟はこれまでにも繰り返し提起されてきており（最高裁昭和 43 年 11 月 27 日大法廷判決・民集 22 卷 12 号 2808 ページ、同昭和 44 年 7 月 4 日第二小法廷判決・民集 23 卷 8 号 1321 ページ、同平成 4 年 4 月 28 日第三小法廷判決・判例時報 1422 号 91 ページ、同平成 9 年 3 月 13 日第一小法廷判決・民集 51 卷 3 号 1233 ページ、同平成 11 年 12 月 20 日第一小法廷判決・訟務月報 47 卷 7 号 1787 ページ、同平成 13 年 11 月 22 日第一小法廷判決・判例時報 1771 号 83 ページ、同平成 14 年 7 月 18 日第一小法廷判決・判例時報 1799 号 96 ページ、同平成 16 年 11 月 29 日第二小法廷判決・判例時報 1879 号 58 ページ等参照）、今後も同種の訴

訟が提起されるおそれが高いことからすると、当該情報は将来の「争訟に係る事務」（情報公開法5条6号口）に関する情報にも該当するものである。そして、当該情報が公になれば、将来の戦後補償関係訴訟の当事者である国が内部的に行っていった検討の経緯といいういわゆる手の内情報が明らかになってしまい、国の訴訟当事者としての地位が不当に害される蓋然性がある。しかも、当該情報が不開示情報に該当しないということになれば、国を当事者とする訴訟において、その一方当事者は、情報公開法に基づく開示請求を行いさえすれば、相手方当事者である国の訴訟当事者としての意思形成過程を覚知し得るということになりかねないが、このようなことが、訴訟手続において認め、守られるべき当事者間の公平を害することは明らかである。

したがって、不開示部分②に係る情報は、これを公にすることにより、外交等に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼし、かつ国の訴訟当事者としての地位が不当に害されるおそれがあるものであり、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するといえるものである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、不開示部分②に係る情報が専ら法理論上の見解やその法的根拠について客観的に検討された際のものにすぎないことを理由に、これを開示しても外交等に関する事務の遂行に支障が生ずるおそれがあるとはいえない旨判示する。

しかしながら、当該情報が、飽くまでも日本政府内部の非公式見解であり、公にしない前提で請求権処理に係る国内的制約を率直に検討したものであることは前記(2)のとおりであり、これを開示すれば、韓国との信頼関係が損なわれるなどし、今後の対韓国関係の外交事務に支障を及ぼすことや、将来の戦後補償関係訴訟において、国の訴訟当事者としての地位が不当に害される蓋然性があることは前記アのとおりである。

したがって、原判決の上記判断は相当ではないというべきである。

(4) 小括

以上によれば、不開示部分②に係る情報は、情報公開法5条3号及び6号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

4 通し番号2-20（乙A第103号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号2-20の文書は、外務省アジア局第2課が作成した内部文書であり、韓国との条約によって在外私有財産を放棄した場合の国内補償に関する問題についての外務省内部の見解が記載されており、同文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄の①及び②に記載のもの）には、いずれも30年以上前の時点において、⑦在韓私有財産権放棄と国内補償問題に関して補償義務があるとする多数説や、①サンフランシスコ平和条約との関係において外国に存在する日本国民の私有財産権を日本国が放棄した場合にも憲法29条の補償を要するかという問題につき、外務省内部で検討された結果としての具体的見解であって、主として一定の見解に対する理論的な評価等がされたものが記載されているものと推認することができる。

そうであるとすれば、不開示部分①及び②に係る情報は、在韓私有財産権放棄等に関する外務省内部の具体的見解であって主として一定の見解に対する理論的な評価等がされたものであり、しかも30年以上前のものにすぎず、上記見解が外務省が独自に有している情報に基づいて検討されたものであったとしても、既に日韓間で請求権協定が締結されていることなど、同文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国その他の外国との間の信頼関係を損なうなどのおそれがあるとはいえないから、当該情報は、情報公開法5条3号に該当するとは認められない（原判決別紙5・1899ページ）。

また、当該情報は、上記の事情を考慮すると、これを公にしたとしても、日本政府の外交等に関する事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとはいはず、情報公開法5条6号に該当するとは認められない（原判決別紙5・1900ページ）。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 韓国及びその他関係国との信頼関係が損なわれるおそれ並びに韓国及び北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(7) 不開示部分①及び②には、おおむね原判決が認定しているとおりの情報が記載されているが、それらは、飽くまでも外務省内部の非公式見解であり、公にしない前提で在韓私有財産権放棄等に関する国内的制約を率直に検討したものである。請求権処理に関しては、後記3(3)アのとおり、我が国の政府等に対し賠償や補償を求めるいわゆる戦後補償関係訴訟がこれまでにも日本国内で繰り返し提起されてきており、仮に我が国がこのような請求権処理に係る国内的制約について検討した際の情報を開示すれば、請求権処理の問題が未解決であったとの誤解を与えて関連する訴訟を誘発するなどし、ひいては、韓国及びその他関係国から、既に解決済みの在外私有財産に関する請求権処理の問題を日本側が蒸し返そうとしているとの誤解を受けかねず、韓国及びその他関係国との信頼関係が損なわれるおそれがある。

(4) また、韓国内においては、請求権協定に不満を持つ勢力が存在しており、仮に我が国が上記のような請求権処理に係る国内的制約について検討した際の情報を開示すれば、その検討当時の我が国内部の請求権処理に関する検討過程が明らかになることによって上記勢力の不満を一層高め、その声に押されて韓国政府が日本政府に請求権協定についての再交渉を迫ってくるなど、日韓の財産・請求権問題が再燃することを誘発し

かねず、韓国との交渉上不利益を被るおそれがあることは容易に想定される。

ふえんすれば、既に日韓間で請求権協定は締結されており、日韓間の財産・請求権問題については同協定により完全かつ最終的に解決済みであるというのが我が国の一貫した立場である（同協定2条1項）。しかしながら、同問題は、現在においても依然として韓国から問題提起がされている事項であり、平成23年8月30日には、韓国憲法裁判所が、いわゆる従軍慰安婦問題等について、日韓請求権協定3条の紛争解決手続に進まなかった韓国外交通商部の不作為が韓国憲法に違反すると判示し、これを受け、韓国外交通商部が、同年9月15日及び同年11月15日，在韓日本大使館を通じて我が国に対し、上記問題等について日韓請求権協定に基づく協議を行いたい旨の申入れを行っている（乙A第509号証の1、同号証の2、乙A第510号証）。また、我が国の最高裁判所に当たる韓国大法院が、平成24年5月24日、先の大戦中に三菱重工業及び新日本製鐵に徴用されたとする韓国人が各企業に損害賠償と未払賃金の支払を求めた事案において、個人の請求権は日韓請求権協定だけで当然に消滅すると見ることはできず、仮に同協定でその請求権に関する韓国の外交保護権が放棄され、日本の国内措置でその請求権が日本国内において消滅したとしても、韓国がこれを外交的に保護する手段を喪失することになるだけであるなどとして、我が国の一貫した立場とは異なる判断を示し、二審判決を破棄して差し戻すという決定をしている（乙A第511号証の1ないし3、乙A第512号証ないし乙A第515号証）。同決定を受け、勤労挺身隊であった者等が、同年10月24日、韓国において、三菱重工業に対する損害賠償請求訴訟を既に提起しているという状況にある（乙A第516号証ないし乙A第518号証）。

このように、日韓間の財産・請求権問題は、現時点でも両国間で問題となっている事項であるから、不開示部分①及び②に係る情報を開示すれば、我が国が韓国との交渉上不利益を被るおそれがあることは十分想定される。

- (ウ) さらに、今後の日朝交渉等において、同様の問題が交渉の対象とされることが考えられるところ、過去における我が国内部の請求権処理に関する検討過程が公開されると、北朝鮮が交渉を有利に進める材料にすることなどが考えられるのであり、それにより、我が国が北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあることも十分想定される。
- (イ) 以上によれば、外務大臣が、不開示部分①及び②に係る情報を開示することにより、韓国及びその他関係国との信頼関係が損なわれるおそれがあると判断したこと、韓国及び北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことには相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、不開示部分①及び②に係る情報が、外務省内部の具体的見解であって主として一定の見解に対する理論的な評価等がされたものにすぎないこと、30年以上前のものにすぎないこと、既に日韓間で請求権協定が締結されていることなどから、当該情報を公にしたとしても、一般的又は類型的にみて、韓国その他の外国との間の信頼関係を損なうなどのおそれがあるとはいえない旨判示する。

しかしながら、日韓間の財産・請求権問題が現時点でも議論になっていることは前記ア(イ)のとおりであり、我が国が請求権処理に係る国内的制約について内部的にいかなる検討を行っていたかは、当事国である韓国を始め、国際社会の大きな関心事であって、このことは、文書の作成時から30年以上を経ていることによって何ら左右されるものではない。また、

理論的な評価は、時の経過によって当然にその意味を失うものではないから、前記アのとおり、このような請求権処理に係る国内的制約を検討した際の情報を我が国が開示すれば、韓国や北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあり、また上記のとおり、韓国その他の外国との信頼関係が損なわることは容易に想定されるというべきである。

したがって、原判決の上記判示は相当ではないというべきである。

(3) 情報公開法 5 条 6 号の不開示情報該当性

ア 外交等に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

不開示部分①及び②に係る情報が、日本政府の外交等に係る事務に関する情報に該当することは、原判決も判示するとおりである。そして、当該情報は、飽くまでも外務省内部の非公式見解であり、公にしない前提で請求権処理に係る国内的制約について率直に検討したものとすることであって、我が国がこのような国内的制約について検討した際の情報を開示すれば、我が国に対する韓国及びその他関係国の信頼を損ねるとともに、我が国が韓国や北朝鮮との関係で交渉上不利益を被ることになることは、前記(2)アのとおりである。このことは、今後の我が国と韓国や北朝鮮との外交交渉事務に支障を及ぼす蓋然性があることの根拠となるものである。

さらに、当該情報は、在外私有財産の処分等に憲法 29 条の補償を要するかという点に関し、我が国が内部的にどのような検討をしていたのかといった、いわゆる戦後補償関係訴訟に関する我が国の方針にも関連する非公式見解がありのままに記載されたものであるところ、前記 3 (3) アで述べたとおり、在外私有財産処分等による戦争損害に関する戦後補償関係訴訟はこれまでに繰り返し提起されてきており、今後も同種の訴訟が提起されるおそれが高いことからすると、当該情報は将来の「争訟に係る事務」(情報公開法 5 条 6 号口)に関する情報にも該当する。そして、当該

情報が公になれば、将来の戦後補償関係訴訟の当事者である国が過去に内部的に行っていた検討の経緯といふいわゆる手の内情報が明らかになってしまい、国の訴訟当事者としての地位が不当に害される蓋然性がある。しかも、当該情報が不開示情報に該当しないということになれば、国を当事者とする訴訟において、その一方当事者は、情報公開法に基づく開示請求を行いさえすれば、相手方当事者である国の訴訟当事者としての意思形成過程を覚知し得るということになりかねないが、このようなことが、訴訟手続において認め、守られるべき当事者間の公平を害することは明らかである。

したがって、不開示部分①及び②に係る情報は、これを公にすることにより、外交等に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼし、かつ国の訴訟当事者としての地位が不当に害されるおそれがあるものであり、情報公開法5条6号の不開示情報に該当する。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、不開示部分①及び②に係る情報が、外務省内部の具体的見解であって主として一定の見解に対する理論的な評価等がされたものにすぎないこと、30年以上前のものにすぎないことを理由に、これを開示しても外交等に関する事務の遂行に支障が生ずるおそれがあるとはいえない旨判示する。

しかしながら、我が国の行政機関の一つである外務省が日韓間の財産・請求権問題の国内的制約について内部的にいかなる検討を行っていたかは、韓国その他の外国の大きな関心事であること、このことは、文書の作成時から30年以上を経ていることによって左右されるものではなく、当該情報を開示すれば、韓国その他の外国との信頼関係が損なわれるなどし、今後の外交事務に支障を及ぼす蓋然性があることは、前記アで述べたとおりである。また、将来の戦後補償関係訴訟において、国の訴訟当事者とし

ての地位が不当に害される蓋然性があることも、前記アで述べたとおりである。

したがって、原判決の上記判断は相当ではないというべきである。

(4) 小括

以上によれば、不開示部分①及び②に係る情報は、情報公開法5条3号及び6号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

5 通し番号2-27（乙A第107号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号2-27の文書は、外務省北東アジア課が作成した文書であるところ、その不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄に記載のもの）に係る情報は、昭和39年当時、宮内庁図書の韓国への寄贈について、西原宮内庁書陵部長が提起した意見及びその意見に基づいて行われた調査の結果であると推認できる。控訴人（被告）は、当該情報の内容との関係でこれを公にすれば韓国との信頼関係を損なうことになる具体的根拠を何ら明らかにしていない上、同文書が作成されてから40年以上経過しており、その間に、日韓間で文化協力協定が締結され、また、宮内庁図書中の朝鮮半島由来の書籍についてはその具体的な内容やその取扱いに関する昭和38年当時の宮内庁の意向等が他の行政文書の一部開示部分により明らかにされていることなど、同文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいはず、当該情報は、情報公開法5条3号に該当するとは認められない（原判決別紙5・1927ないし1930ページ）。

また、当該情報は、⑦日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、①宮内庁図書の韓国への寄贈についての宮内庁担当者の具体的意見等であって、昭和39年当時のものにすぎないことも併せ考慮

すると、これを公にしたとしても、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとはいえず、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない（原判決別紙5・1930ページ）。

(2) 不服申立ての対象部分の情報の内容

不開示部分のうち、控訴人が不服を申し立てている部分は、同文書の①22ページ（-22-）下から2行目ないし23ページ（-23-）上から3行目の5行分（以下「2-27不服部分①」という。）及び②25ページ下から4行目ないし27ページ（以下「2-27不服部分②」という。）について開示を命じた部分である。

2-27不服部分①及び②に係る情報は、おおむね原判決が認定しているとおりであるが、2-27不服部分①についてより具体的に言うと、宮内庁図書の韓国への寄贈を検討する政府部内の会議において、宮内庁書陵部の西原部長が、今後、宮内庁の所蔵する朝鮮半島由来の書籍について、いかなる観点ないし基準によって韓国に対して寄贈する書籍とその余のものとを選別するか、そのためにいかなる具体的な調査等を行うか、ということに関する方針について率直に述べたものである。

また、2-27不服部分②は、昭和39年3月19日に行われた上記調査の報告を受けた際に行われた打合せ記録の一部であるが、より具体的に言うと、同打合せは、上記宮内庁図書のうち、韓国側に寄贈する文書の選別に当たって調査を担当した朝鮮史等の専門家である学習院大学教授の末松保和及び東洋文庫の田川孝三（いずれも文学博士。通し番号1-62の文書（乙A第221号証）20ページ右下から3行目以下参照。）らから宮内庁及び外務省の担当者らが調査結果の報告を受けた際の記録であり、2-27不服部分②には、宮内庁書陵部の朝鮮半島由来の各書籍の評価について両博士の率直な調査結果の報告が記載されている上、同調査結果を踏まえ、どのような書籍を韓国に寄贈すべきかということや、引渡し後に予想される韓国側の行

動、それに伴い日本側にとって不都合と考えられる問題やその対策等について、両博士を始めとする出席者から出された率直な意見が、ほぼ発言内容どおりに記載されている。

2-2-7 不服部分①及び②に記載されている各発言は外部に公開されることは全く想定せずにされたものであり、そのため、同各不服部分には、我が国の本音というべき忌憚のない検討や議論として、宮内庁書陵部の朝鮮半島由来の書籍、取り分け韓国側に引き渡す予定の書籍の日本側における評価が低かったことがうかがわれる発言内容が具体的かつ詳細に記載されている。

(3) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性

ア 韓国との信頼関係が失われるおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

前記第2章第4の3(2)で述べたように、韓国政府及び韓国国民の間では、過去の日本による植民地支配等の歴史的事象について強固な被害意識が潜在しており、日本側政府関係者のささいな言動等に端を発し、そのような意識が表面化し、激しい反日感情となって現れ、外交問題となることがある。特に、日韓間の文化財の引渡しの問題は、通し番号1-13の文書に係る前記第1の1の主張において述べたとおり、韓国政府及び韓国国民が強い関心を持ち、引渡しの実現等に向けた様々な動きが見てとれる状況にある（乙A第231号証—5—ページ、乙A第492号証ないし乙A第494号証）。

このように、2-2-7 不服部分①及び②は、韓国政府及び韓国国民が極めて強い関心を持ち、我が国からの引渡しの実現等に向けた様々な動きがある文化財等（特に過去に我が国から寄贈を受けたという一部の文化財等を含む。）について、前記(2)のとおり、昭和39年当時の専門家や担当者らが公にされることを全く想定せずに率直な評価をしていたことを示す内部的な発言内容が具体的かつ詳細に記載されているものであり、文化財

の引渡しの問題に対する韓国側の関心の強さ等からすれば、韓国側は我が國が我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍について具体的にいかなる調査、検討等を行ったかについて多大な関心を持ち、そのような情報を最大限収集してこれを利用した交渉を展開しようとすることが容易に察せられる。そうすると、2-27不服部分①及び②に係る情報は、それが昭和39年代のものであったとしても、その内容が公になり韓国側がこれを知れば、日本側の率直な評価との関係において日本側が不当に引渡しに応じていないという見方を惹起し、ひいては、我が国に対して不信感を抱き、過去及び現在の文化財問題についての我が国の検討内容及びそれを踏まえた対応について批判的な見方を我が国に向け、両国間の信頼関係を損なう事態を招来しかねないものである。

以上によれば、外務大臣が当該情報を開示することによって日本と韓国との間の信頼関係が損なわれると判断したことには相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

(7) 原判決は、控訴人（被告）は、2-27不服部分①及び②に係る情報を公にすれば韓国との信頼関係を損なうことになる具体的な根拠を何ら明らかにしていないと判示する。

しかしながら、当該情報を公にすれば韓国との信頼関係を損なうことになる具体的根拠は前記アで述べたとおりであるところ、これ以上の主張立証が必要であるというのは、控訴人において、不開示部分の具体的な内容である2-27不服部分①及び②に記載されている発言の具体的な内容を明らかにすることを要求するというものといわざるを得ず、これは、前記第2章で述べた情報公開法5条3号該当性の審理・判断の在り方について誤った解釈に立って、同号所定のおそれの有無の判断につ

いて外務大臣に裁量が認められていることを看過した判断というべきものであるから、相当ではない。

(イ) また、原判決は、通し番号2-27の文書が作成されてから40年以上経過しており、その間に、日韓の間で文化協力協定が締結されていることを指摘した上、時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえないとも判示する。

しかしながら、今日においても、韓国においては、日韓間の文化財の引渡しの問題はなお大きな関心事項であって、文化財協定締結後であっても、我が国が寄贈しなかった文化財について韓国政府として再度引渡しを求めてくる可能性が十分あり、文化財問題に関する我が国政府の検討内容には多大な関心を持ち、そのような情報を最大限収集してこれを利用した交渉を展開しようとすることが容易に察せられる。したがって、時が経過したとしても、宮内庁図書に関する関係者の見解が単に過去のものとして扱われるとか、問題視されなくなるということはないというべきである。

そもそも、他国間における相互の国民的感情やそれに基づく信頼関係などは、当該両国間における歴史的経過を踏まえて形づくられるものであって、日韓間における国民感情が過去の両国間の歴史的経緯等から容易ならざるものがあることは公知の事実である。このような現状に鑑みれば、前記アで述べたとおり、韓国において今なお大きな関心事項である朝鮮半島由来の文化財について、日本側が低い評価をしていたことを示す内部的な発言内容が、我が国の公文書に記録された詳細な情報として公表されれば、現在でもなお我が国に対する韓国の信頼を損なわせるおそれがあることに何ら変わりはないというべきである。

(ウ) また、原判決は、宮内庁図書中の朝鮮半島由来の書籍の具体的な内容や、

その取扱いに関する昭和38年当時の宮内庁の意向等は、他の行政文書が一部開示されていることにより既に明らかにされているとも判示する。

しかしながら、宮内庁書陵部が所蔵する複数の朝鮮半島由来の書籍に関する文書ないしそれに記録されている情報の内容は様々であり、それらが開示された場合の弊害ないし不開示情報の要件とされているおそれの存在については、それぞれの情報の内容、性質に応じて個別に判断されるべきである。2-27不服部分①及び②には、前記(2)のとおり、韓国において大きな関心事項である文化財等について、その中でも、特に過去に我が国から寄贈を受けた一部の文化財等について、当時、日本側が低い評価をしていることを示す内部的な発言内容が赤裸々に記載されていることが問題となるのであって、そのような内部的な発言とは全く内容の異なる宮内庁図書中の朝鮮半島由来の書籍の具体的な内容やその一般的な取扱いに関する昭和38年当時の宮内庁の意向等が他の行政文書により明らかにされているからといって、同各不服部分が開示されることによって日本と韓国との間の信頼関係が損なわれるおそれがないなどということはできない。

また、本件各処分においては、外務大臣は、情報公開法の趣旨に鑑み、同法5条各号に定める不開示情報の要件を充足する核となる記載部分を限定して不開示とし、これを除いた部分を開示しているのであるから、この一部開示がされていることから、2-27不服部分①及び②で不開示とした記載内容が明らかになっているとはいえないものである。

したがって、原判決の上記判示は相当ではないというべきである。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

2-27不服部分①及び②に係る情報が、外務省が行う事務に関する情

報に該当することは、原判決も判示するとおりである。

当該情報は、今日においても韓国政府及び韓国国民が我が国に対し不信感を抱き、信頼関係を損なう事態を招来しかねない内容のものであることは、前記(2)アのとおりであり、このことは、今後、我が国の韓国との外交交渉事務に支障を及ぼすことの根拠となるものである。

また、2-27不服部分②に係る情報は、宮内庁書陵部の各書籍について調査を行った専門家並びに宮内庁及び外務省の担当者らが、書籍の評価や、韓国に引き渡すべき書籍の選別基準等について、忌憚のない打合せを行った際の議事に関するものであるが、同打合せは非公開を前提として行われたものであることから率直かつ忌憚のない発言がなされ、韓国に我が国への不信感を抱かせかねない発言が記載されており、そのような会議等の議事内容が後日に公開されることが予想される事態となれば、専門家による機微な内容を含む調査や、外交交渉に関する率直かつ忌憚のない意見交換ができないこととなり、政府部内における協議、検討をする上で多大な支障が生ずることとなる。

以上のとおりであるから、当該情報を公にすると、日本政府の外交事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるといえる。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、2-27不服部分①及び②に係る情報は、昭和39年当時のものにすぎないことなども併せ考慮すると、これを開示しても外務省の行う事務又は事業の遂行に支障を生ずるおそれは認められない旨判示する。

しかしながら、前記(3)アのとおり、日韓間では正に現在も文化財の引渡しの問題が懸案となっているものであるから、上記各不服部分に係る情報が単に過去のものとして扱われるとか、問題視されなくなるということはないものであり、当該情報を開示すれば、韓国との信頼関係が損なわれ、今後の対韓国関係の外交事務の適正な遂行に支障を生ずる蓋然性があると

いうべきである。

したがって、原判決の上記判示は相当ではないというべきである。

(5) 小括

以上によれば、2-27不服部分①及び②に係る情報は、情報公開法5条3号及び6号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

6 通し番号2-30（乙A第110号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号2-30の文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄の①及び②に記載のもの）に係る情報は、昭和37年当時の日韓会談の議題であった国籍確認問題や日韓会談における韓国側の対応に関する率直な見解である。⑦不開示部分①の見解については、これと現在における在日韓国人の国籍確認の取扱いとの関係は一切明らかにされておらず、また、不開示部分②の小坂外務大臣の見解については、仮にこれに韓国国民の感情を逆なでし得る表現が含まれていたとしても、それは当時の韓国側の対応についてのものであること、①これらが本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するものであると認めるに足りる的確な証拠がないこと、⑦不開示部分②に係る小坂外務大臣の見解が、現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであることを認めるに足りる的確な証拠はないことに加え、同文書が作成されてから既に40年以上経過しており、既に日韓間で日韓基本条約、請求権協定及び法的地位協定が締結され、また、日本国内でも在日朝鮮人の法的地位に関する法整備が行われたことなど、同文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化も考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるともいえないから、当該情報

が情報公開法5条3号に該当するとは認められない（原判決別紙5・1946ページ以下）。

また、当該情報は、日韓政府間の交渉における発言応答要領として、国籍確認問題への対応についての政府部内の率直な見解や、韓国側の対応につき小坂外務大臣が個人的所感を交えて述べた率直な見解である上、これらの問題については既に日韓間で請求権協定及び法的地位協定が締結されているから、これを公にしたとしても、日本政府の外交事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとはいえないから、当該情報が情報公開法5条6号に該当するとは認められない（原判決別紙5・1947ページ以下）。

以上のうち、控訴人が不服を申し立てているのは、不開示部分②について開示を命じた部分についてである。

(2) 不服申立ての対象部分の情報内容

不開示部分②の記載内容は、おおむね原判決が認定しているとおりであるが、より具体的に言うと、昭和37年3月12日に開催された日韓政治折衝後の同月14日に外務省北東アジア課が開催した日韓政治折衝の今後の進め方に関する打合せ会議において小坂外務大臣がした発言内容であり、同折衝における韓国側の対応についての否定的評価を含む率直な意見が、同大臣の個人的所感を交えて、一般的な表現を用いて、具体的に記載されているものであり、現在でも韓国国民の感情を逆なでしかねない内容を含むものである。

(3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

情報公開法5条3号にいう「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国若しくは国際機関との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいい、公にすることにより我が国との関係に悪影響を及ぼす情報としては、他国との取決

め又は国際慣行に反することとなるもの、他国等の意思に一方的に反することとなるもの、他国等に不当に不利益を与えることとなるものなどのか、他国等に関する我が国の見解に関する情報であって、当該他国等と我が国の信頼関係を損なうおそれのあるものが挙げられる（高橋滋ほか・条解行政情報関連三法 315 ページ以下）。

不開示部分②には、前記(2)のとおり、当時の外務大臣による日韓政治折衝における韓国側の対応についての否定的評価を含む率直な意見であるのみならず、同大臣の個人的所感を交えたものが一般的な表現を用いて具体的に記載されており、現在でも韓国国民の感情を逆なでしかねない内容を含んでいるものであるから、不開示部分②に係る情報は、正に、他国等に関する我が国の見解に関する情報であって、これを公にすれば当該他国等と我が国の信頼関係が損なわれるおそれのある情報といえる。

以上によれば、外務大臣が不開示部分②を開示することによって韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると判断したことには相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないものであるから、不開示部分②に係る情報は情報公開法5条3号の不開示情報に該当するということができる。

イ 原判決の判断の誤り

(ア) 原判決は、不開示部分②に記載されている小坂外務大臣の見解に韓国国民の感情を逆なでし得る表現が含まれていたとしても、それは当時の韓国側の対応についてのものであるから、情報公開法5条3号に該当しない旨判示している。

しかしながら、不開示部分②に係る情報は、前記(2)で述べたとおり、当時の外務大臣が日韓政治折衝における韓国側の対応について否定的評価を含む率直な意見を述べたものであることから、これが発せられた経緯を踏まえてもなお、これを開示すれば、当該意見がどのような機会や

文脈で発せられたかという個別的な事情とは関係なく、韓国政府を批判するものと受け取られかねず、今なお韓国国民の感情を逆なでする結果となるものであるから、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあるといえるのである。

(イ) また、原判決は、当該情報が日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針に関するものであると認めるに足りる的確な証拠がないと判示している。

しかしながら、当該情報は、当時の外務大臣が日韓政治折衝における韓国側の対応について一般的表現を用いて否定的評価にわたる率直な意見を述べたものである点で、今なお韓国との信頼関係を損なうおそれがあるものであり、情報公開法5条3号所定の支障事態を生ずるおそれがあると判断できる根拠があるものである。外務大臣は、このような率直な意見が漫然と公開される場合には、我が国の韓国政府に対する全般的評価について韓国側に誤解を与えかねないことを考慮して、同号所定の「おそれ」があると判断し、当該情報を不開示としたものであり、同号の不開示情報の要件充足性は肯定されるべきである。

(ウ) 原判決は、不開示部分②に係る小坂外務大臣の見解が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであることを認めるに足りる的確な証拠はないとしている。

この点については、原判決の要求するような立証を行うことは、不開示情報そのものの内容について具体的な主張、立証を求めるに等しいものであり、当該情報を不開示とする意味を事実上失わせるものといわざるを得ず、情報公開法5条3号の不開示情報該当性を判断する手法として相当ではない。

(I) さらに、原判決は、通し番号2-30の文書が作成されてから既に4

0年以上経過していること、既に日韓間で日韓基本条約、請求権協定及び法的地位協定が締結され、また、日本国内でも在日朝鮮人の法的地位に関する法整備が行われたことなども、不開示部分②に係る情報が情報公開法5条3号に該当しないとする理由として掲げている。

しかし、当該情報の内容は前記②のとおりのものであり、今なお我が国が韓国政府を批判するものと受け取られかねないものであって、韓国国民の感情を逆なでする結果をもたらすものであることに鑑みると、時の経過や上記の社会情勢の変化等の事情の変化は、上記の「おそれ」が生じることを当然かつ絶対的に解消するものではない。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

不開示部分②に係る情報が、上述した内容のものであることを踏まえると、これを公にすれば、現在もなお韓国国民の国民感情を逆なですることとなり、ひいては、韓国との信頼関係を害し、韓国との外交に係る我が国の事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、日韓間で請求権協定及び法的地位協定が締結されていることを理由に、当該情報は情報公開法5条6号に該当しないと判示している。

しかしながら、そもそも、我が国と他国との間における相互の国民感情やそれに基づく信頼関係は、当該両国間における外交関係等の歴史的経過を踏まえて形成されるものであるところ、日韓間における国民感情は、過去に執られた外交政策や先の大戦の影響もあって、今なお容易ならざるものがあることは、周知のことである。それゆえ、請求権協定や法的地位協定が締結されてから長年月が経過したからといって、過去にされた外務大臣の発言を契機に相手国の我が国に対する国民感情が一気に悪化すること

も十分想定されるところである。そして、そのような事態となれば、韓国との間の外交事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があることは見やすい道理である。

(5) 小括

以上によれば、不開示部分②に係る情報は、情報公開法5条3号及び6号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

7 通し番号2-32（乙A第111号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号2-32の文書は、外務省北東アジア課が作成した文書であり、同文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄の①及び②に記載のもの）に係る情報は、いずれも寺内正毅朝鮮総督が朝鮮総督在任中に朝鮮半島から書籍を持ち帰った経緯として田川博士の見解等が具体的に明らかにされたものであると推認することができる。そうであるとすれば、当該情報は、寺内総督が朝鮮半島から書籍を持ち帰った経緯という過去の事実の調査報告に関するものにすぎず、控訴人（被告）は、このような経緯（少なくとも従来の日本側の説明と明示的に齟齬する経緯が記録されていることは考えられない。）を公にすれば韓国側の信頼関係を損なうことになる具体的根拠を明らかにしていない上、本件全証拠によっても、本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するものであると認めるに足りる的確な証拠はないから、同文書が作成されてから既に40年以上経過しており、既に日韓間で日韓基本条約及び文化協力協定等が締結されたことなど、同文書の作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない、当該情報は、情報公開法5条3号に該当するとは認められない（原判決

別紙5・1954, 1955ページ)。

また、当該情報は、⑦日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、①いずれも寺内総督が朝鮮総督在任中に朝鮮半島から書籍を持ち帰った経緯として田川孝三博士の見解等が具体的に明らかにされたものという過去の事実の調査報告に関するものにすぎず、同文書が作成されてから既に40年以上経過していることなども併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえず、情報公開法5条6号に該当するとは認められない(原判決別紙5・1955, 1956ページ)。

(2) 不開示部分の情報内容

不開示部分①及び②には、原判決が判示するとおり、寺内朝鮮総督が朝鮮半島から書籍を持ち帰った経緯に関する学者の見解が記載されているが、同各不開示部分に記載された内容は、我が国がこれまで韓国側に説明したことなく、また、我が国内部での検討過程で公にすることが全く予定されていないものとして率直かつ推測的な意見を交えてされた見解が記載されているものであり、これを韓国側が知れば、学者の推測的な見解とはいえ、韓国側にとってみれば承服し難い経緯が示されていることから、今なお韓国政府ないし韓国国民が我が国に対して強い批判的感情を抱きかねない内容のものである。

(3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 韓国との信頼関係が失われるおそれがあると認めることにつき相当の理由があること

前記第2章の第4の3(2)で述べたように、韓国政府及び韓国国民の間では、過去の日本による植民地支配等の歴史的事象について強固な被害意識が潜在しており、日本側政府関係者のささいな言動等に端を発し、そのような意識が表面化し、激しい反日感情となって現れ、外交問題となるこ

とがある。特に、日韓間の文化財の引渡しの問題は、通し番号1-13の文書に関する前記第1の1の主張において述べたとおり、韓国政府及び韓国国民が強い関心を持ち、引渡しの実現等に向けた様々な動きを見せており、我が国が寄贈しなかった文化財について韓国政府としても再度引渡しを求め、交渉の対象となる可能性が十分ある（乙A第492号証ないし乙A第494号証）。

このような事情の下において、文化財問題に対する韓国側の関心の強さなどからすれば、韓国は我が国が我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財についていかなる調査、検討を行ったかについて多大な関心を持ち、そのような情報を最大限収集してこれを利用した交渉を展開しようとすることが容易に考えられることをも踏まえると、寺内朝鮮総督が朝鮮半島から書籍を持ち帰った経緯に関して、学者の率直な見解であり、かつ推測的な見解であるとはいえ、韓国側にとってみれば承服し難い内容が示されている不開示部分①及び②が開示されれば、今なお韓国政府ないし韓国国民が我が国に対して強い批判的感情を向けることが容易に想定できる。

以上によれば、外務大臣が不開示部分①及び②に係る情報を開示することによって日本と韓国との間の信頼関係が損なわれると判断したことには相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

(ア) 原判決は、控訴人（被告）は、不開示部分①及び②を公にすれば韓国との信頼関係を損なうことになる具体的根拠を何ら明らかにしていないと指摘する。

しかしながら、不開示部分①及び②を公にすれば韓国との信頼関係を損なうことになる具体的根拠は、前記アで述べたとおりであるところ、これ以上の主張立証が必要であるというのは、控訴人において、不開示

部分の具体的な内容を明らかにすることを要求するものといわざるを得ず、これは、前記第2章で述べた情報公開法5条3号該当性の審理・判断の在り方について誤った解釈に立って、同号所定のおそれの有無の判断について外務大臣に裁量が認められていることを看過した判断というべきものであるから、相当ではない。

(イ) 原判決は、通し番号2-32の文書が作成されてから既に40年以上経過しており、既に日韓間で日韓基本条約及び文化協力協定等が締結されたことなど、時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえないと判示する。

しかしながら、前記アで述べたとおり、今日においても、韓国においては、日韓間の文化財の引渡し問題はなお大きな関心事項であって、文化財協定締結後であっても、我が国が寄贈しなかった文化財について韓国政府としても再度引渡しを求め、交渉の対象となる可能性が十分あり、我が国が我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財等につきいかなる調査、検討を行ったかについて多大な関心を持ち、そのような情報を最大限収集してこれを利用した交渉を展開しようとすることが容易に察せられる。したがって、時が経過したとしても、宮内庁図書に関する関係者の見解が単に過去のものとして扱われるとか、問題視されなくなるということはないというべきである。

そもそも、他国間における相互の国民的感情やそれに基づく信頼関係などは、当該両国間における歴史的経過を踏まえて形づくられるものであって、日韓間における国民感情が過去の両国間の歴史的経緯等から容易ならざるものがあることは公知の事実である。このような現状に鑑みれば、前記(2)で述べたとおり、学者の率直な見解であり、かつ推測的な見解であるとはいえ、韓国側にとって承服し難い内容に係る上記不開

示部分に係る情報が公になれば、なお我が国に対する韓国の信頼を損なわせるおそれがあることに何らの変わりはないというべきである。したがって、原判決の上記判示は相当ではないというべきである。

(4) 情報公開法 5 条 6 号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

不開示部分①及び②に係る情報が、外交に関する事務に関する情報に該当することは、原判決も判示するとおりである。

また、当該情報は、その内容が韓国との信頼関係を損なうおそれのあるものであることは、前記(3)アで述べたとおりであり、このことは、今後、我が国と韓国との外交交渉事務に支障を及ぼすことの根拠となるものである上、宮内庁書陵部の書籍について調査を行った専門家の日本側における検討過程における忌憚のない推測的見解であって、当該専門家も、非公開を前提として行われたものであることから、推測的ではあるものの、率直かつ忌憚のない見解として、朝鮮半島由来の文化財等が韓国側にとって承服し難い経緯で我が国に持ち帰られたという韓国に我が国への不信感を抱かせかねない内容を述べたものであり、そのような見解が、ありのまま後日に公開されることが予想される事態となれば、今後は、専門家による機微な内容を含む調査、検討、意見等が得られなくなる。

以上のとおりであるから、当該情報を公にすると、日本政府の外交事務の適正な遂行に実質的な支障が生じる蓋然性があるといえる。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、不開示部分①及び②に係る情報は、昭和40年当時のものであり、既に日韓基本条約や文化協力協定等が締結されていることなども併せ考慮すると、これを開示しても外務省の行う事務の遂行に支障を生ずるおそれは認められない旨判示する。

しかしながら、前記(3)アで述べたとおり、日韓間では現在も文化財の

引渡しの問題が懸案となっており、当該情報が単に過去のものとして扱われるとか、問題視されなくなるということではなく、当該情報を公にすれば、韓国との信頼関係が損なわれ、今後の対韓国関係の事務の適正な遂行に支障を及ぼす蓋然性があるといえるものである。

したがって、原判決の上記判示は相当でないというべきである。

(5) 小括

以上によれば、不開示部分①及び②に係る情報は、情報公開法5条3号及び6号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

8 通し番号2-36（乙A第114号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号2-36の文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄の①ないし④に記載のもの）に係る情報は、昭和35年当時、日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合に執り得る「対韓強硬措置」の一環として検討された在日韓国代表部に対する措置の具体的方法である。当該情報は、本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するものであると認めるに足りる的確な証拠はないことに加え、同文書が作成されてから既に40年以上経過しており、既に日韓間で日韓基本条約等が締結されるなど、同文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるとはいえないから、情報公開法5条3号に該当するとは認められない（原判決別紙5・1973ページ以下）。

また、上記の各事情に照らせば、当該情報を公にしたとしても、日本政府の外交事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとはいはず、情報公開法5条6号に該当するとは認められない（原判決別紙5・1974

ページ以下)。

(2) 不開示部分の情報内容

上記不開示部分の記載内容は、おおむね原判決が認定しているとおりであるが、より具体的に言うと、日韓交渉が決裂した場合に執り得る「対韓強硬措置」に関し、外務省内で忌憚のない率直な意見交換した結果が記載されているものである。そこには、日韓間の外交情勢はもとより、当該強硬措置が執られた場合の韓国政府の反応や韓国国民による受け止め方についての推測的見解、更には当該強硬措置が執られた場合に我が国が被ることとなる種々の影響等について率直に検討した結果が記載されており、その性質上、公開されることは全く予定されていないものであり、また、我が国の現在の外交交渉上の戦略にも通じ得るものである。その中には、「日本側の措置が日本側による国交断絶を意味すると解される可能性がある」ものも含まれている(乙A第114号証・14ページ)。

(3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 韓国との信頼関係が損なわれ、韓国その他の諸外国との今後の交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

上記不開示部分の記載内容は、前記(2)の内容及び性格のものであるから、これを公にすれば、通し番号2-36の文書作成当時において、日本政府が内部的に対韓強硬措置を執るべきか否かを検討していたことが明らかとなるのみならず、日韓交渉決裂という高度に緊迫した状況を想定して日本政府が韓国政府に対して執ることを検討していた強硬措置の具体的方策やその選択肢の幅がいかなるものであったか、また、当該個別の具体的方策が執られた場合の韓国政府の反応や韓国国民による受け止め方についての推測的見解、更には当該強硬措置が執られた場合に我が国が被ることとなる種々の影響等についての検討の視点や関心の対象等も明らかとな

る。

もとより、日韓両国の友好関係は、両国の不断の努力によって培われてきたものではあるが、日本政府が内部的に検討した対韓強硬措置の検討経過を公開することは、たとえそれが両国の外交交渉が悲観的な状況に立ち至った当時の限定期的な状況下におけるものであれ、韓国との間に培われてきた信頼を損なうこととなりかねない。

また、上記不開示部分には、日本政府が外国政府に対する強硬措置として検討した具体的方策やその選択肢の幅に加え、その彼我における効果やその利害得失等に関する生々しい検討結果も記載されているのであって、これらが開示されれば、将来、我が国との外交交渉において緊張関係に立つこととなる外国政府が、日本と外交交渉等を行う際に、日本側の対応ぶりや内部の検討方針、更にはそれに表れる我が国の関心事項を日本側の今後の対応方針を推察するための参考としたり、日本が過去に示した態度を日本側に不利な交渉材料として用いることなどが考えられるのであり、それにより我が国が交渉上不利益を被ることが十分想定される。

イ 原判決の判断の誤り

(ア) 原判決は、上記不開示部分に係る情報は、昭和35年当時、日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合に執り得る「対韓強硬措置」の一環として検討された在日韓国代表部に対する措置の具体的方法に関するものであって、本件各处分当時においてなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するものであると認めるに足りる的確な証拠はないことを理由に、当該情報は情報公開法5条3号に該当しないと判示している。

しかしながら、当該情報は、我が国が、過去の一場面においてあれ、日韓交渉決裂という高度に緊迫した状況を想定して韓国政府に対して検討した強硬措置の具体的方策やその選択肢の幅、それを採用した場合の

彼我における効果やその利害得失等に関する生々しい検討結果であつて、日韓両国間の関係が緊迫化した場合における我が国の現在の外交交渉上の戦略にも通じ得るものであるから、これが公にされた場合における種々の弊害に係る上記のおそれも、これらの強硬措置を執ることを日本政府が検討するに至った当面の外交問題に特有のものではない。そうすると、当該情報が公になれば、なお我が国に対する韓国の信頼を損なうことになることに変わりはなく、また、上記の当面の外交問題そのものが現時点においては決着を見ているとしても、現在生じており、あるいは将来生ずる日韓両国間の外交交渉との関係で、我が国が韓国その他の諸外国との交渉上不利益を被るおそれがあることも明らかである。

(1) また、原判決は、通し番号2-36の文書が作成されてから既に40年以上経過しており、既に日韓間で日韓基本条約等が締結されたことも指摘している。

しかしながら、当該情報を公にすることによる弊害の内容は前記(ア)のとおりのものであるから、時の経過や日韓基本条約等が締結されているという社会情勢の変化等の事情の変化が当然かつ絶対的にその弊害を解消し得るものではなく、当該情報を公にすることにより、我が国が韓国その他の諸外国との交渉上不利益を被るおそれが依然としてあるというべきである。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

上記不開示部分に係る情報を公にすれば、日本政府が韓国政府に対して執ることを検討していた対韓強硬措置の具体的な内容やその選択肢の幅のみならず、当該個別の具体的方策が執られた場合の韓国政府の反応や韓国国民による受け止め方についての推測的見解、さらには当該強硬措置が執られた場合に我が国が被ることとなる種々の影響等についての検討の視点や

関心の対象等が明らかとなることは、前記(3)で述べたとおりである。そして、このような情報を明らかにすることにより、我が国と韓国との信頼関係が損なわれることになることも、前記(3)で述べたとおりであり、このことは、今後、我が国が韓国と外交交渉を行う上で支障が生じることの根拠となるものである。

また、我が国が外国政府に対する強硬措置としていかなるものを検討していたかに關わる情報や、それを採用した場合の彼我における効果やその利害得失等に関する生々しい検討結果を公にすると、将来、我が国との外交交渉において緊張関係に立つこととなる外国政府が、日本と交渉等を行う際に、日本側の対応ぶりや内部の検討方針、更にはそれに表れる我が国の関心事項を日本側の今後の対応を推察するための参考としたり、日本が過去に示した態度を日本側に不利な交渉材料として用いるなど、我が国これらの国との交渉事務に支障を及ぼすおそれがあるということができる。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、前記(3)イに掲げた理由により、上記不開示部分に係る情報は情報公開法5条6号に該当しないと判示しているが、当該情報が公になると、我が国と韓国との信頼関係が損なわれ、あるいは外国政府に対して我が国が執ることがある強硬措置と、これに対する日本政府部内の検討結果が公になり、それによって我が国の今後の交渉事務の遂行上支障が及ぶおそれがあることは、前記アで述べたとおりであるから、原判決の判示は相当でない。

(5) 小括

以上によれば、上記不開示部分に係る情報は、情報公開法5条3号及び6号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

9 通し番号2-37（乙A第115号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号2-37の文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄に記載のもの）に係る情報は、昭和35年当時、日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合に執り得る「対韓強硬措置」の一環として検討された在日韓国代表部に対する措置の具体的方法である。当該情報は、本件全証拠によつても、本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となつてゐる事項についての日本側の対処方針等に関するものであると認めるに足りる的確な証拠はないことに加え、同文書が作成されてから既に40年以上経過しており、既に日韓間で日韓基本条約等が締結されるなど、同文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるとはいえないから、当該情報は情報公開法5条3号に該当するとは認められない（原判決別紙5・1979ページ以下）。

また、上記各事情に照らせば、当該情報を公にしたとしても、日本政府の外交事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとはいはず、当該情報は情報公開法5条6号に該当するとは認められない（原判決別紙5・1980ページ以下）。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 韓国との信頼関係が損なわれ、韓国その他の諸外国との今後の交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

上記不開示部分の記録内容は、原判決が認定しているとおりであるが、より具体的に言うと、日韓交渉が決裂した場合に執り得る具体的な「対韓強硬措置」に関して、外務省内で忌憚のない率直な意見交換をした結果が記載されており、また、その内容は我が国の現在の外交交渉上の戦略にも

通じ得るものであって、公にすることは全く予定されていないものである。したがって、このような内容の上記不開示部分を公にすれば、前記8(3)アで述べたところと同じ状況が生ずる。すなわち、通し番号2-37の文書作成当時において、日本政府が内部的にいかなる対韓強硬措置を執るべきか否かを検討していたことが明らかとなるのみならず、日韓交渉決裂という高度に緊迫した状況を想定して日本政府が韓国政府に対して執ることを検討していた対韓強硬措置の具体的方策やその選択肢の幅がいかなるものであったかということや、当該方策を執った場合における種々の影響等についての検討の視点や関心の対象等も明らかとなる。

また、日本政府が内部的に検討した対韓強硬措置の具体的な検討経過を公開することは、たとえそれが両国の外交交渉が悲観的な状況に立ち至った当時の限定的な状況下におけるものとしてであれ、韓国との間に培われてきた信頼を損なうこととなりかねない。また、上記不開示部分には、日本政府が外国政府に対して検討した強硬措置の具体的方策に関する検討結果も記載されているのであるから、このような事項が明らかとなれば、将来、我が国との外交交渉において緊張関係に立つこととなる外国政府が、日本と交渉等を行う際に、高度に緊迫した状況における日本側の対応ぶりの選択肢の幅や内部の検討方針、更にはそこに表れる我が国の関心事項を日本側の今後の対応を推察するための参考としたり、日本が過去に示した態度を日本側に不利な交渉材料として用いることなどが考えられるのであり、それにより我が国が交渉上不利益を被ることが十分想定される。

イ 原判決の判断の誤り

(7) 原判決は、上記不開示部分に係る情報は、昭和35年当時、日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合に執り得る「対韓強硬措置」の一環として検討された在日韓国代表部に対する措置の具体的方法であって、本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となっている事

項についての日本側の対処方針等に関するものであると認めるに足りる的確な証拠はないことを理由に、当該情報は情報公開法5条3号に該当しないと判示している。

しかしながら、当該情報が、高度に緊迫した外交交渉上の状況を前提とし、かかる場合に一般的に我が国が執ることがあるべき強硬措置として検討されたことを内容とするものであって、我が国の現在の外交戦略に通じ得るものであることは前記8(2)のとおりであるから、これを公にすることにより情報公開法5条3号所定の支障事態が生ずるおそれは、これらの強硬措置を執ることを日本政府が検討するに至った当面の外交問題にのみ特有のものではないのであるから、我が国が、たとえ過去の一場面においてあれ、韓国政府に対してかかる強硬措置を執ることを検討したことや、その具体的方策に関する検討結果を公にすることが、なお我が国に対する韓国の信頼を損なわせることに変わりはなく、また、高度に緊迫した状況を想定して我が国が検討した強硬措置の具体的方策及びその選択肢の幅を公にする場合、我が国が韓国その他の諸外国との交渉上不利益を被るおそれがあることも明らかであるというべきであるから、外務大臣が上記不開示部分を開示することについてそのように判断したことには相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないものである。

(4) また、原判決は、上記不開示部分に係る情報が情報公開法5条3号に該当しない理由として、通し番号2-37の文書が作成されてから既に40年以上経過しており、既に日韓間で日韓基本条約等が締結されたことも指摘している。

しかしながら、当該情報を公にすることによる弊害の内容は前記(ア)のとおりのものであるから、時の経過や日韓基本条約等が締結されているという社会情勢の変化等の事情の変化が当然かつ絶対的にその弊害を

解消し得るものではなく、当該情報を公にすることにより、我が国が韓国その他の諸外国との交渉上不利益を被るおそれが依然としてあるというべきである。

(3) 情報公開法 5 条 6 号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

上記不開示部分に係る情報を公にすれば、日本政府が韓国政府に対して執ることを検討していた対韓強硬措置の具体的な内容のみならず、当該強硬措置が執られた場合の種々の影響等についての検討の視点や関心の対象等が明らかとなることは、前記(2)で述べたとおりである。そして、このような情報を明らかにすることにより、我が国と韓国との信頼関係が損なわれることになることも、前記(2)で述べたとおりであり、このことは、今後、我が国が韓国と外交交渉を行う上で支障が生じることの根拠となるものである。

また、我が国が外国政府に対する強硬措置としていかなる具体的な方策を検討していたかに關わる情報や、それを採用した場合の彼我における効果やその利害得失等に関する生々しい検討結果を公にすると、将来、我が国との外交交渉において緊張関係に立つこととなる外国政府が、日本と交渉等を行う際に、日本側の対応ぶりの選択肢の幅や内部の検討方針、更にはそれに表れる我が国の関心事項を日本側の今後の対応を推察するための参考としたり、日本が過去に示した態度を日本側に不利な交渉材料として用いるなど、我が国がこれらの国との交渉事務に支障を及ぼすおそれがあるということができる。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、前記(2)イに掲げた理由により、当該情報は情報公開法 5 条 6 号に該当しないと判示しているが、当該情報が公になると、我が国に対する韓国の信頼が損なわれ、あるいは外国政府に対して我が国が執ること

があり得る強硬措置の具体的方策及びその選択肢の幅が公になり、それによって我が国の今後の交渉事務の遂行上支障が及ぶおそれがあることは、前記アで述べたとおりであるから、原判決の判示は相当でない。

(4) 小括

以上によれば、上記不開示部分に係る情報は、情報公開法5条3号及び6号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

10 通し番号2-38（乙A第116号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号2-38の文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄に記載のもの）に係る情報は、昭和37年当時、李ライン水域において日本の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制として執り得る「対韓強硬措置」の一環として検討された在日韓国代表部に対する措置の具体的方法である。当該情報は、本件全証拠によっても、なお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するものであると認めるに足りる的確な証拠はないことに加え、同文書が作成されてから既に40年以上経過しており、既に日韓間で日韓基本条約等が締結されるなど、同文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるとはいえないから、情報公開法5条3号に該当するとは認められない（原判決別紙5・1984ページ）。

また、上記の各事情に照らせば、これを公にしたとしても、日本政府の外交事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとはいえず、情報公開法5条6号に該当するとは認められない（原判決別紙5・1984ページ）。

(2) 不開示部分の情報内容

上記不開示部分の記載内容は、おおむね原判決が認定しているとおりであるが、より具体的に言うと、上記不開示部分には、日本政府部内において検討された対韓強硬措置として執り得る各種の具体的方策が記載されているにとどまらず、それぞれの方策を執るべきか否かについての日本政府部内の検討経過も記載されており、その性質上、公開されることは全く予定されていないものである。

(3) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性

ア 韓国との信頼関係が損なわれ、韓国その他の諸外国との今後の交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

上記不開示部分の記載内容は、前記(2)の内容、性格のものであるから、これを公にすれば、通し番号 2-38 の文書作成当時において、日本政府が内部的にいかなる対韓強硬措置を執るべきかを検討していたことが明らかとなるのみならず、日本政府が韓国政府に対して執ることを検討していた対韓強硬措置の具体的方策のほか、当該方策に対する日本政府部内の検討の視点や関心の対象等についても明らかとなる。

また、日本政府が内部的に検討した対韓強硬措置の具体的な検討経過が公開されると、たとえそれが両国の外交交渉が悲観的な状況に立ち至った当時の限定的な状況下におけるものとしてであれ、韓国との間に培われてきた信頼関係を損なうこととなりかねない。

さらに、上記不開示部分には、日本政府が外国政府に対する強硬措置として検討した具体的方策や、その方策に対する日本政府部内の検討結果も記載されているのであって、かかる情報が明らかとなれば、将来、我が国との外交交渉において緊張関係に立つこととなる外国政府が、日本と交渉等を行う際に、日本側の対応ぶりや内部の検討方針、更にはそこに表れる我が国の関心事項を日本側の今後の対応を推察するための参考としたり、

日本が過去に示した態度を日本側に不利な交渉材料として用いることなどが考えられるのであり、それにより我が国が交渉上不利益を被るおそれが十分想定される。

イ 原判決の判断の誤り

(ア) 原判決は、上位不開示部分に係る情報は、昭和37年当時、李ライン水域において日本の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制として日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合に執り得る「対韓強硬措置」の一環として検討された在日韓国代表部に対する措置の具体的方法であって、本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するものであると認めるに足りる的確な証拠はないことを理由に、当該情報は情報公開法5条3号に該当しないと判示している。

しかしながら、当該情報は、高度に緊迫した外交交渉上の状況を前提とし、かかる場合に一般的に我が国が採ることがあるべき強硬措置として検討されたものを内容とするものであって、我が国の現在の外交戦略に通じ得るものであることは、前記8(3)で述べたとおりである。そうすると、当該情報を公にすることにより情報公開法5条3号所定の支障事態が生ずるおそれは、これらの強硬措置を執ることを日本政府が検討するに至った当面の外交問題にのみ特有のものではないのであるから、たとえ過去の一場面においてあれ、我が国が韓国政府に対して検討した強硬措置の具体的方策、これに対する日本政府部内の検討結果が公になることは、なお我が国と韓国との信頼関係を損なわせることになることに変わりはなく、我が国が韓国その他の諸外国との交渉上不利益を被るおそれがあることも明らかである。

(イ) また、原判決は、通し番号2-37の文書が作成されてから既に40年以上経過しており、既に日韓間で日韓基本条約等が締結されたことも

指摘している。

しかしながら、当該情報を公にすることによる弊害の内容は前記(ア)のとおりのものであるから、上記指摘の時の経過等が当然かつ絶対的にその弊害を解消し得ものではなく、当該情報を公にすることにより、我が国が韓国その他の諸外国との交渉上不利益を被るおそれが依然としてあるというべきである。

(4) 情報公開法 5 条 6 号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

上記不開示部分に係る情報を公にすれば、日本政府が韓国政府に対して執ることを検討していた対韓強硬措置の具体的方策の内容のみならず、当該具体的方策に対する日本政府部内の検討の視点や関心の対象等が明らかとなることは、前記(3)で述べたとおりである。そして、このような情報を明らかにすることにより、我が国と韓国との信頼関係が損なわれることになることも、前記(3)で述べたとおりであり、このことは、今後、我が国が韓国と外交交渉を行う上で支障が生じることの根拠となるものである。

また、我が国が外国政府に対する強硬措置として具体的にいかなるものを検討し、各方策についていかなる評価をしていたかに関する検討結果を公にすると、将来、我が国との外交交渉において緊張関係に立つこととなる外国政府が、日本と交渉等を行う際に、日本側の対応ぶりや内部の検討方針、更にはそれに表れる我が国の関心事項を日本側の今後の対応を推察するための参考としたり、日本が過去に示した態度を日本側に不利な交渉材料として用いるなど、我が国これらの国との交渉事務に支障を及ぼすおそれがあるということができる。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、前記(3)イに掲げた理由により、上記不開示部分に係る情報

は情報公開法5条6号に該当しないと判示しているが、当該情報が公になると、我が国の韓国との信頼関係が損なわれ、あるいは外国政府に対して我が国が執ることがある強硬措置と、これに対する日本政府部内の検討結果が公になり、それによって我が国の今後の交渉事務の遂行上支障が及ぶおそれがあることは、前記アで述べたとおりであるから、原判決の判示は相当でない。

(5) 小括

以上によれば、上記不開示部分に係る情報は、情報公開法5条3号及び6号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

11 通し番号2-49（乙A第42号証）について

(1) 原判決の判示内容

原判決が開示を命じた通し番号2-49の文書について、原判決が開示を命じた不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄の①及び②に記載のもの）のうち、控訴人が不服を申し立てているのは、不開示部分①のうちの同文書の245ページ（-238-）5行目から9行目までの5行分（以下「2-49不服部分」という。）であるところ、原判決は、同部分に記載された情報について、次のとおり判示している。

同文書中の不開示部分に係る情報は、昭和35年当時、日韓会談が決裂に至る可能性があったことを踏まえて日本政府部内で検討された外交的な観点からの在日韓国代表部に対する措置（対韓強硬措置）の基本的態度の内容及びその具体的措置9件のうち李ラインの警備強化及び漁船保護措置ほか1件の具体的な内容である（原判決別紙5・2035ページ）。そして、日本政府部内で日韓会談が決裂した場合を想定して内密裡に検討された対韓強硬措置の具体的な内容の一部であるといつても、日韓会談が決裂した場合という想定下のものであり、日韓友好関係の樹立に貢献するという計算と期待の下に行

わるべきものであるなどの留保がされているものであること、本件全証拠によっても、本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するものであると認めるに足りる的確な証拠はないことに加え、既に日韓間で日韓基本条約等が締結されているなど、通し番号2-49の文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化も考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるともいえず、他に情報公開法5条3号所定の「おそれ」を推認するに足りる事情を認めるに足りる証拠はない。したがって、当該情報は同号に該当するとは認められない（原判決別紙5・2036ページ以下）。

また、上記の各事情に照らせば、当該情報を公にしたとしても、日本政府の外交事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとはいせず、情報公開法5条6号に該当するとは認められない（原判決別紙5・2037ページ以下）。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 韓国との信頼関係が損なわれ、韓国その他の諸外国との今後の交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

2-49不服部分には、前記(1)のとおり、日韓交渉が決裂した場合を想定して執り得る具体的な「対韓強硬措置」に関して外務省内で忌憚のない率直な検討を行った結果が記載されており、この部分が開示されると、その検討当時、日本政府が内部的にいかなる対韓強硬措置を執るべきかを検討していたことが明らかとなるのみならず、日本政府が日韓交渉決裂という高度に緊迫した状況を想定して韓国政府に対して執る可能性のある対韓強硬措置として検討された具体的方策やその選択肢の幅がいかなるものであったか、また、当該方策を執った場合における種々の影響等について

の検討の視点や関心の対象等もまた明らかとなる。これらは、我が国外交交渉上の戦略にも通ずるものであり、公にすることは全く予定されていないものである。

また、日本政府が内部的に検討した対韓強硬措置の検討経過が公になると、たとえそれが両国の外交交渉が悲観的な状況に立ち至った当時の限定的な状況下におけるものとしてであれ、韓国との間に培われてきた信頼関係を損なうこととなりかねない。

さらに、2-49不服部分には、日本政府が外国政府に対する強硬措置として検討した具体的方策やその選択肢の幅に関する検討結果も記載されているのであって、このような情報が明らかとなれば、将来、我が国との外交交渉において緊張関係に立つこととなる外国政府が、日本と交渉等を行う際に、日本側の対応ぶりや内部の検討方針、更にはそこに表れる我が国の関心事項を日本側の今後の対応を推察するための参考としたり、日本が過去に示した態度を日本側に不利な交渉材料として用いることなどが考えられるのであり、それにより我が国が交渉上不利益を被ることが十分想定される。

イ 原判決の判断の誤り

(7) 原判決は、2-49不服部分に係る情報が、日本政府部内で日韓会談が決裂した場合を想定して内密裡に検討された対韓強硬措置の具体的内容の一部であるといつても、日韓会談が決裂した場合という想定下のものであるし、日韓友好関係の樹立に貢献するという計算と期待の下に行われるべきものであるなどの留保がされているものである上、昭和35年当時のものにすぎないことを理由に、当該情報は情報公開法5条3号に該当しないと判示している。

しかしながら、当該情報が、高度に緊迫した外交交渉上の状況を前提とし、かかる場合に一般的に我が国が採ることがあるべき強硬措置とし

て検討されたことを内容とするものであって、我が国の現在の外交戦略に通じ得るものであることは前記8(2)のとおりであるから、これを公にすることにより情報公開法5条3号所定の支障事態が生ずるおそれには、これらの強硬措置を執ることを日本政府が検討するに至った当面の外交問題にのみ特有のものではないのであるから、我が国が、たとえ過去の一場面においてあれ、韓国政府に対して検討した強硬措置の具体的方策及びその選択肢の幅に関する検討結果を公にすることが、なお我が国と韓国との信頼関係を損なわせることに変わりはなく、これを公にする場合、我が国が韓国その他の諸外国との交渉上不利益を被るおそれがあることも明らかであるというべきであるから、外務大臣が2-49不服部分を開示することについてそのように判断したことには相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないものである。

この点に関して、原判決は、強硬措置といつても日韓友好関係の樹立に貢献するという計算と期待の下に行われるべきものであるなどの留保がされていることを指摘するが、そのような計算と期待の下に当時の日本政府が2-49不服部分に係る情報に含まれる対韓強硬措置を検討したことは事実であるとしても、そのことによって記録された情報としての性質や内容が変容するものではなく、したがって、当該情報を公にした場合に生ずるおそれが払拭されるものではないから、原判決の上記判示は相当でない。

(イ) また、原判決は、2-49不服部分に係る情報が情報公開法5条3号の不開示情報に該当しない理由として、通し番号2-49の文書作成からの時の経過や既に日韓間で日韓基本条約等が締結されているという社会情勢の変化等の事情の変化を指摘している。

しかしながら、当該情報を公にすることによる弊害の内容は前記(ア)

のとおりのものであるから、上記指摘の時の経過等が当然かつ絶対的にその弊害を解消し得るものではなく、当該情報を公にすることにより、我が国が韓国その他の諸外国との交渉上不利益を被るおそれが依然としてあるというべきである。

(3) 情報公開法 5 条 6 号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

2-4-9 不服部分に係る情報を公にすれば、日本政府が韓国政府に対して執ることを検討していた対韓強硬措置の具体的な内容のみならず、かかる方策を執った場合における種々の影響等についての検討の視点や関心の対象等が明らかとなることは、前記(2)で述べたとおりである。そして、このような情報を明らかにすることにより、我が国と韓国との信頼関係が損なわれることも、前記(2)で述べたとおりであり、このことは、今後、我が国が韓国との外交交渉を行う上で支障が生じることの根拠となるものである。

また、我が国が外国政府に対して検討していた強硬措置の内容やその選択肢としていかなるものを検討していたかを公にすると、将来、我が国との外交交渉において緊張関係に立つこととなる外国政府が、日本と交渉等を行う際に、日本側の対応ぶりや内部の検討方針、更にはそれに表れる我が国の関心事項を日本側の今後の対応を推察するための参考としたり、日本が過去に示した態度を日本側に不利な交渉材料として用いるなど、我が国これらの国との交渉事務に支障を及ぼすおそれがあるということができる。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、前記(1)に掲げた理由により、2-4-9 不服部分に係る情報は、情報公開法 5 条 6 号に該当しないと判示しているが、当該情報が公になることにより、我が国と韓国との信頼関係が損なわれ、あるいは外国政

府に対して我が国が執ることがある強硬措置の内容やその選択肢の幅と、これに対する日本政府部内の検討結果が公になり、それによって我が国の今後の交渉事務の遂行上支障が及ぶおそれがあることは、前記アのとおりであるから、原判決の判示は相当でない。

(4) 小括

以上によれば、2-49不服部分に係る情報は、情報公開法5条3号及び6号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

12 通し番号2-55(乙A第132号証)について

(1) 原判決の判示内容

通し番号2-55の文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄に記載のもの）に係る情報は、北方領土問題との対比において、小笠原帰島問題についての米国政府の対応ぶりである。控訴人（被告）は、当該情報を公にすれば、北方領土交渉において日本政府に不利益を被らせることになると主張するものの、その具体的根拠を明らかにしておらず、また、同文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、当該情報を開示しても米国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるともいえないから、当該情報は情報公開法5条3号に該当するとは認められない（原判決別紙5・2051ページ以下）。

また、当該情報は、昭和31年当時の米国政府の対応ぶり等を記載したものにすぎず、既に小笠原諸島が米国から日本に返還されていることも考慮すると、これを公にしたとしても、日本政府の外交事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとはいえず、情報公開法5条6号に該当するとは認められない（原判決別紙5・2052ページ以下）。

(2) 不開示部分の情報内容

原判決は、上記不開示部分の記載内容は、北方領土問題との対比において

小笠原帰島問題についての米国政府の対応ぶりであると認定しているが、正確ではない。正確に言うと、上記不開示部分には、通し番号2-55の文書作成当時に日米間において最も重要な懸案事項の一つであった小笠原帰島問題について、駐米大使が、昭和37年に外務大臣に対して発した公電において、米国政府の対応ぶりに対する自らの考察を交えつつ、北方領土問題についての自らの将来予測的な認識を踏まえつつ、日本政府が米国政府との間で小笠原帰島問題に係る交渉を行う上で必要となる対処方針を検討するに当たり考慮すべき点等を述べたことが記載されており、そのうちの北方領土問題に関する部分には、昭和31年当時における北方領土問題に関する日本の交渉方針と密接に関連すると解し得る内容も記載されている。

(3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア ロシアとの交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

北方領土問題は、今なお未解決の問題であり、現在においても我が国がロシアとの間で精力的に交渉を行っている最も重要な外交課題の一つである。上記不開示部分には、北方領土問題についての当時の外務省高官の将来予測的な認識を含んだ記載がされており、当時の日本政府の交渉方針と密接に関連すると解し得る内容ばかりでなく、現在の交渉の論点の重要な部分に関する内容も含まれている。そのため、これが開示された場合、北方領土問題に関する現在の交渉において、ロシア側が、過去において我が国がいかなる交渉上の論点を検討していたかを知り、現在の我が国の対応やその意図を推測ないし分析することが可能となり、交渉を自ら有利に進めるための材料とすることが考えられるのであり、それにより我が国が交渉上不利益を被るおそれが十分想定される。

以上によれば、外務大臣が上記不開示部分を開示することによってロシアとの交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことには相応の根拠が

あり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないものであるから、上記不開示部分に係る情報は情報公開法5条3号の不開示情報に該当するということができる。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、上記不開示部分に係る情報は、北方領土問題の位置づけに言及した内容のものであると推認することができ、そうであれば、上記不開示部分は、昭和31年当時における小笠原帰属問題についての米国政府の対応ぶりであり、北方領土問題との対比が指摘されているにすぎないと判断している。しかし、上記不開示部分には、北方領土問題に関する当時の日本政府の方針と密接に関連すると解し得る内容ばかりでなく、現在の交渉で論点となる重要な部分に関する内容が含まれているのである、これが公になった場合、ロシア側において、日本政府の交渉方針等を事前に把握し、検討するための新たな材料等にすることができるものであることは、前記アのとおりである。したがって、原判決の推認した事実は不十分であって、実質的には誤っているというべきものであり、この誤った推認事実を前提として出された結論も相当ではない。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

上記不開示部分に係る情報が、外務省が行う事務に関する情報に該当することは、原判決も判示するとおりである。

当該情報は、昭和31年当時における北方領土問題に関する日本の方針と密接に関連すると解し得る内容ばかりでなく、現在の交渉の論点となる重要な部分に関する内容が含まれているものであることは、前記(2)で述べたとおりである。そして、北方領土問題が未解決であり、交渉が継続している現状において、当該情報を開示することにより、今後のロシアとの交渉において我が国が不利益を被るおそれがあることは、前記(3)で述べ

たとおりである。以上のことからすると、当該情報を開示すれば、我が国とのロシアとの外交交渉事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるということができる。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、当該情報は、昭和31年当時における小笠原帰属問題についての米国政府の対応ぶりを記載したものにすぎず、北方領土問題との対比が指摘されているにすぎないこと、既に小笠原諸島が日本に返還されていることを理由に、これを開示しても外務省の行う事務の遂行に支障が生ずるおそれは認められない旨判示する。

しかしながら、ロシアと我が国との間でいまだ解決を見ていない重要な問題であり、国際社会における重大な関心事である北方領土問題について、現在の交渉の論点に係る重要な部分に関する内容を含む情報を開示すれば、それが今後の北方領土問題の交渉において日本に不利益に利用され得るのであり、それによって我が国の今後のロシアとの外交交渉事務の遂行上支障が及ぶおそれがあることは、前記アで述べたとおりであるから、原判決の上記判示は相当でない。

(5) 小括

以上によれば、上記不開示部分に係る情報は、情報公開法5条3号及び6号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

13 通し番号2-61（乙A第138号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号2-61の文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄に記載のもの）に係る情報は、昭和34年当時に外務省が検討した、⑦ポルトガル政府が日本政府に対して主張することが予想される「対日請求権」に関する経緯、内容及び金額、①第二次大戦中にポルトガルが受けた被害と

その対応であると推認することができる。そうであるとすれば、当該情報は、第二次大戦中にポルトガルが受けた被害とその対応等に関する外務省の見解であり、しかも昭和34年当時のものにすぎず、本件全証拠によつても、日本とポルトガルとの間でこの点に関する交渉が現に行われていることを認めると足りる的確な証拠はないから、同文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、ポルトガル政府に誤解や混乱を与えるなどしてポルトガル政府との信頼関係を損なつたり、ポルトガル政府との交渉上日本政府が不利な立場に置かれたりするなどといったおそれがあるものとはいえないから、当該情報は、情報公開法5条3号に該当するとは認められない（原判決別紙5・2071ページ）。

また、当該情報は、⑦日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、①第二次大戦中にポルトガルが受けた被害とその対応等に関する外務省の見解であり、しかも昭和34年当時のものにすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、日本政府の外交事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえず、当該情報は、情報公開法5条6号に該当するとは認められない（原判決別紙5・2071及び2072ページ）。

(2) 不開示部分の情報内容

上記不開示部分に係る情報は、おおむね原判決が認定しているとおりであるが、上記不開示部分には、第二次大戦中、中立国であったポルトガルの植民地に対し、我が国が与えた損害に関して、将来、ポルトガルから我が国に対して賠償請求を受ける可能性について、日本政府部内で検討した経過等が記載されている。より具体的に言うと、ポルトガルからの賠償請求権に対して回収財源となり得べき財産で日本政府が当時ポルトガルに有していた在外資産の額、ポルトガル政府との交渉状況、日本政府が想定していた具体的な

損害賠償額等が記載されている。

(3) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性

ア ポルトガル等との外交交渉上不利益を被り、同国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

上記不開示部分には、前記(2)のとおり、第二次大戦中にアジアに所在していたポルトガル植民地に対して我が国が与えた損害に関し、ポルトガル政府等から損害賠償請求を受ける可能性について政府部内で検討した経過等が記載されている。このような記載を含む情報の全部が公になれば、過去の一時点におけるものとはいえ、日本政府がポルトガル政府から損害賠償請求を受けかねないと想定していた具体的な事情やそれに対する日本政府の対応方策のほか、想定していた損害賠償額が直接的に明らかになってしまうことになる。

ポルトガルとの上記損害賠償請求権問題は、現在においても未解決の問題であるところ、上記不開示部分に係る情報が公となれば、ポルトガルの対日請求権問題に対する我が国の考え方や対処方針が明らかとなってしまい、今後、ポルトガル政府との間で同問題について公式、非公式に交渉が行われることになった際には、ポルトガル政府が、当該情報から明らかになる検討段階にすぎない同問題に関する過去の日本側の認識や見方を日本側の今後の対応を推察するための参考としたり、その時点において損害賠償責任を自認していたなどとして、当該情報を日本側に不利な交渉材料として用いることなどが考えられ、それにより、我が国に交渉上の不利益が生じることが想定される。

また、上記不開示部分には、我が国がポルトガルとの関係で損害賠償請求を受けかねないと想定している同国の旧植民地であった地域が記載されていることから、それが公になれば、我が国とポルトガルの旧植民地であった地域の政府との間で請求権問題が発生しかねず、更にいえば、旧宗主

国であったポルトガル政府と旧植民地であった当該地域の政府との間でも同様の問題が発生しかねない。そうなれば、ポルトガルのみならず、他の複数の関係国との間の信頼関係も損なわれることになる。

したがって、外務大臣が上記不開示部分を開示することによりポルトガル等との交渉上の不利益が生じ、同国等との信頼関係が失われるおそれがあると判断したことは相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、対日請求権問題に関してポルトガル政府と日本政府との間でこの点に関する交渉が現に行われているとは認めるに足りないこと、その後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、上記不開示部分に係る情報を開示しても、ポルトガルとの間との信頼関係を損なったり、同国政府との交渉上日本政府が不利な立場に置かれたりするおそれはないと判示する。

しかしながら、たとえ現に交渉が実施されていないとしても、前記アで述べたとおり、ポルトガルやその旧植民地地域との間の第二次大戦中にポルトガル植民地に対して我が国が与えた損害の賠償請求権問題は、なお未解決の問題であり、第二次戦時中に与えた損害の賠償請求という問題の大きさ等に鑑みれば、同問題についてポルトガル政府等と我が国政府との間で交渉が行われることになる可能性がないとはいえないものであり、特に、当該情報の内容がポルトガル等との間の請求権問題を惹起し、交渉開始の端緒となり得るものである。原判決の上記判示は、このような事情を考慮していないものであり、相当ではない。

また、上記不開示部分に係る情報が公になれば、対日請求権問題に対する日本政府の対処方針のほか、我が国政府が損害賠償請求を承認したと受け止められかねない行動を行った地域やポルトガル政府からの損害賠償請

求額をどの程度と想定したのかが明らかとなるが、そうなれば、今後生じ得るポルトガル等との交渉過程において、当該情報内容と異なる内容で交渉を実施しようとしても、これが著しく困難となることは容易に理解できる道理であって、このことは、時の経過や国際情勢の変化によって当然かつ絶対的に解消されるものではない。原判決は、過去に生じた外交問題の検討過程に関する情報については、同問題に関する交渉が現在進行中でない限り、その後の当事国間の交渉に具体的な影響を与えることがないかのように判示するが、このような理解は、余りに一面的かつ硬直なものといわざるを得ず、また、国家的な利害得失が複雑に交錯し、国家利益の実現のために様々な駆け引きや的確かつ迅速な状況判断等が求められる外交交渉の実際を直視しないものであって、承服できるものではない。

(4) 情報公開法 5 条 6 号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

上記不開示部分に係る情報が公になれば、ポルトガルの対日請求権問題に対する我が国の考え方や対処方針が明らかとなってしまい、今後、ポルトガル政府等との間で公式、非公式に交渉が行われることになった場合に我が国に交渉上の不利益が生じ、また、我が国政府とポルトガル政府、更にはポルトガル政府と同国の旧植民地であった地域の政府との間で戦後補償をめぐる問題が再燃しかねず、そうなれば、我が国と当該地域の政府との間においてその信頼関係が損なわれるおそれがあることは、前記(3)で述べたとおりである。このことは、我が国のポルトガル等との外交交渉等の事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があることの根拠となるものである。したがって、当該情報は、情報公開法 5 条 6 号の不開示情報に該当するといえるものである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、主として、上記不開示部分に係る情報が昭和 34 年当時の外

務省の見解であることを理由に、当該情報の情報公開法5条6号該当性が認められない旨判示している。

しかし、前記(3)アで述べたとおり、ポルトガル等との前記損害賠償請求権問題は、現在においても未解決であるから、そのような状況下で、過去の一時点のものであるとはいえ、同問題に対する我が国の具体的な認識や対処方針が明らかになることにより、ポルトガル等との間で、将来、円滑な外交交渉を行うことに支障が生ずることは、前記アで述べたとおりであり、時の経過等は、上記の事態を当然かつ絶対的に解消するものではない。

したがって、原判決の上記判示は相当ではないというべきである。

(5) 小括

以上によれば、上記不開示部分に係る情報は、情報公開法5条3号及び6号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

14 通し番号2-66（乙B第143号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号2-66の文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄の①及び②に記載のもの）に係る情報は、昭和34年当時の米国政府関係者が日本政府関係者に述べた見解であって、日韓会談で議論されていた韓国出身者に対する補償金問題等に係るものである。たとえ当該情報に韓国側の態度への否定的評価が含まれるとしても、当該見解が示されてから50年以上経過していること、日韓会談の成果として日韓間で日韓基本条約が締結されているなど同文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国及び米国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるともいえないから、当該情報は情報公開法5条3号に該当するとは認められない（原判決別紙5・2084）。

ページ以下)。

また、当該情報は、昭和34年当時の米国政府関係者が日本政府関係者に述べた見解であって、日韓会談で議論されていた韓国出身者に対する補償金問題に係るものにすぎないことも考慮すると、これを公にしたとしても、日本政府の外交事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとはいえない、当該情報は情報公開法5条6号に該当するとは認められない(原判決別紙5・2085ページ以下)。

(2) 不開示部分の情報内容

上記不開示部分の記載内容は、おおむね原判決が認定しているとおりであるが、より正確に言うと、単に、昭和34年当時の日韓会談で議論されていた韓国出身者に対する補償金問題に関する米国政府関係者が日本政府関係者に述べた見解というものにとどまらず、米国政府が、同問題に関する日韓交渉に対して仲介に乗り出すための前提条件を整えるために、日米政府間でどのような具体的手法が採り得るかに関し、その具体的手法と当該手法が有する様々なリスクについての米国政府関係者の率直な意見が記載されている。

(3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(7) 情報公開法5条3号にいう「公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」のある情報には、他国等より公開を前提とせず提供された情報や直接特定の不利益を与えなくとも公開することが他国等の意思や国際慣行に反し、我が國の他国等との信頼関係が損なわれるおそれのある情報等が含まれる(高橋滋ほか・条解行政情報関連三法317ページ)。そして、外交交渉においては、利害を共有する国家間の場合、両国政府の担当者が、率直に自国の事実認識や利害状況を述べ合うことにより、初めて、双方の利害を的確に踏まえた誠

実な外交交渉が成り立つものであり、このような交渉の過程での意見交換等の具体的な内容は、それが当初から公表を予定して行われるのでない限り、基本的には非公開のものとして取り扱うのが当然の国際慣行である。

上記不開示部分には、前記(2)で指摘したとおり、韓国出身者に対する補償金問題に関し、日米政府間でどのような具体的手法が採り得るかに関し、その具体的手法と当該手法が有する様々なリスクについての米国政府関係者の率直な意見が述べられているものであり、上記米国政府関係者の見解は、日米政府間の交渉過程における担当官の対韓国や我が国国内の状勢に関する私見や認識をも含む内容のものであって、公にしない前提で発言されたものである。したがって、我が国が、このような交渉過程中における米国政府関係者の非公式の見解を開示すれば、米国政府との信頼関係が損なわれることはもとより、他国からも機密保持が期待できない国とみなされて、国際的な信用が失墜することは想像に難くない。

(4) また、上記不開示部分に係る情報を開示すれば、韓国側の態度に関する米国政府関係者の否定的評価のみならず、米国政府が仲介に乗り出す前提条件ないし環境を整えるために採り得る具体的手法に関して、韓国側の誤解や不信を招きかねない特異な表現が用いられていることも明らかとなるが、そうなると、韓国政府から、今もなお日本側が同様の外交工作を行っているのではないかといった誤解や不信を抱かせ、韓国との信頼関係も損われかねず、今後予想される竹島問題等の日韓間の外交交渉上、我が国が不利益を被るおそれは十分想定される。

さらに、日韓両国の歴史的経緯や関係からして、米国政府が仲介に乗り出す前提条件ないし環境を整えるために採り得る具体的手法について、現時点においてもなお韓国側の誤解や不信を招きかねない特異な表

現が用いられていることが明らかになれば、韓国側の国民感情等が悪化することも容易に考えられ、そのおそれは高いといえる。そして、外交交渉が当事国の国民感情又は世論の影響を多分に受ける性質のものであることに照らせば、日韓間における竹島問題等の重要な懸案事項に係る外交交渉において我が国が不利益を被ることは想像に難くない。

(ウ) 以上によれば、外務大臣が上記不開示部分を開示することによって他国等との交渉上不利益を被り、他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると判断したことには相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないものであるから、上記不開示部分に係る情報は情報公開法 5 条 3 号の不開示情報に該当するということができる。

イ 原判決の判断の誤り

(ア) 原判決は、上記不開示部分に係る情報は、昭和 34 年当時の米国政府関係者が日本政府関係者に述べた見解であって、日韓会談で議論されたいた韓国出身者に対する補償金問題等に係るものであるから、たとえ当該情報に韓国側の態度への否定的評価が含まれるとしても、当該見解が示されてから 50 年以上経過しており、日韓会談の成果として日韓間で日韓基本条約等が締結されていることなど、通し番号 2-66 の文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国及び米国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるとはいえないと判示する。

(イ) しかしながら、上記不開示部分には、単に、昭和 34 年当時の日韓会談で議論されていた韓国出身者に対する補償問題に関する米国政府関係者の見解が記載されているだけではなく、当該問題に関して米国政府が仲介に乗り出すための前提条件ないし環境整備のために採り得る具体的手法やそれに関連する意見や認識も記載されており、韓国側の誤解や不

信を招きかねない特異な表現も用いられていることは、前記(2)で述べたとおりである。そして、日韓間には現在でもなお未解決の竹島問題等の外交上重要な懸案事項が山積しており、両国の歴史的経緯からしても、韓国との外交交渉は、細心の注意を要する機微な状況下にあるといえるから、上記情報がたとえ50年以上前のものであっても、これらが開示されれば、前記アで述べたとおり、現時点においてもなお韓国側の国民感情等が悪化するおそれは極めて高い上、韓国側に日本政府が今なお同様の外交工作を行っているのではないかとの誤解や不信を抱かせかねないというべきである。このように、上記不開示部分に係る情報は、今なお韓国側に誤解や不信を生じさせ、あるいは国民感情を悪化させ得る内容のものであることに鑑みると、原判決が指摘する文書作成時から長期間を経ているなどの事情は、上記の事態を当然かつ絶対的に解消するものではない。

また、過去のある時点において関係国に対して示した事実認識や評価が、相当長い期間を経た後であっても、当事国がこれを外交交渉上有利に利用しようとするることは、しばしば見られるところであり、当該情報を開示した場合、その内容に照らせば、今後、我が国が韓国との外交交渉上不利益を被ることも想像に難くない。

したがって、原判決の指摘する事情は、当該情報の情報公開法5条3号の不開示情報該当性を左右するものではない。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

上記不開示部分には、米国政府関係者の率直な意見が記載されているところ、それらの見解は米国政府関係者から公にしないことを前提として日米政府間の交渉過程中に発言されたものであることから、上記不開示部分に係る情報を開示すれば、我が国と米国との信頼が損なわれ、今後の米国

との関係が悪化することが十分想定されることは、前記(2)及び(3)ア(ア)で述べたとおりであり、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるというべきである。

また、上記情報には、韓国側の態度に関する米国政府関係者の否定的評価のみならず、米国政府が仲介に乗り出す前提条件ないし環境を整えるために採り得る具体的手法に関して韓国側の誤解や不信を招きかねない特異な表現が用いられており、これらが開示されれば、韓国側の国民感情等が悪化するおそれが高く、また、今もなお日本側が同様の外交工作を行っているのではないかとの誤解や不信を韓国政府に与えかねないものであることは、前記(3)ア(イ)で述べたとおりであるから、当該情報が公になれば、韓国との信頼関係が損なわれ、今後の日韓間における竹島問題等の重要な懸案事項に係る外交交渉に支障を来すことは想像に難くない。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、昭和34年当時の米国政府関係者が日本政府関係者に述べた見解であって、日韓会談で議論されていた韓国出身者に対する補償金問題等に係るものにすぎないとして、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていない旨判示する。

しかしながら、前記アで述べたとおり、当該情報が明らかとなれば、米国及び韓国との信頼関係が損なわれる上、韓国側の国民感情が悪化するといえるものであるから、今後の日韓間の外交交渉に支障を及ぼすことが蓋然性をもって想定されるというべきである。

(5) 小括

以上によれば、上記不開示部分に係る情報は、情報公開法5条3号及び6号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

15 通し番号2-89（乙A第72号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号2-89の文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄の①及び②に記載のもの）について原判決が開示を命じた部分のうち、控訴人が不服を申し立てている部分は、不開示部分①（同文書の2ページ（-2-）2行目から8行目までの約7行分）であり、この部分に係る原判決の判示内容は、次のとおりである。

不開示部分①に係る情報は、在日韓国人の二重国籍問題の問題点及び解決策につき、佐藤総理大臣が外務事務次官に対して指示した具体的かつ直接的な内容であって、差別的とも受け止められかねないものであるところ、これは、選挙により選出された日本政府代表者が当時の懸案事項について示した所見に係るものである。当該情報は、当時の時代的背景と当該総理大臣の個性に依存するものと推測され、本件全証拠によつても、当該見解が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる的確な証拠がないこと、既に日韓間で日韓基本条約、漁業協定及び「在日韓国人の法的地位協定及び待遇に関する協定」が締結されていることに加え、これらの文書が作成されてから40年以上経過していることなど、その作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるとはいえないから、情報公開法5条3号に該当するとは認められない（原判決別紙5・2131ページ以下）。

また、上記の事情に照らせば、当該情報は、これを公にしたとしても、日本政府の外交事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとはいえない、情報公開法5条6号に該当するとは認められない（原判決別紙5・2132ページ以下）。

(2) 不服申立ての対象部分の情報の内容

不開示部分①には、原判決が認定しているとおり，在日韓国人の二重国籍問題の問題点及び解決策につき、佐藤総理大臣が外務事務次官に対して指示した具体的かつ直接的な内容が記載されている。そして、その中には、世上、著しく差別的とも受け止められかねない内容が含まれており、また、北朝鮮出身者についても明示的に言及した部分もある。

(3) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性

ア 日本政府と韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

情報公開法 5 条 3 号にいう「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、既に述べたとおり、他国若しくは国際機関との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいい、公にすることにより我が国との関係に悪影響を及ぼす情報としては、他国との取決め又は国際慣行に反することとなるもの、他国等の意思に一方的に反することとなるもの、他国等に不当に不利益を与えることとなるものなどのほか、他国等に関する我が国の見解に関する情報であって、当該他国等と我が国の信頼関係を損なうおそれのあるものが挙げられる（高橋滋ほか・条解行政情報関連三法 315 ページ以下）。

前記(2)のとおり、不開示部分①には、在日韓国人の二重国籍問題の問題点及び解決策に関してされた当時の総理大臣の発言について使用された言葉がそのまま引用して記載されており、そこでは韓国国民及び北朝鮮の人々一般について著しく差別的とも受け止められかねない表現が用いられている。その記載内容は、当時の時代的背景と当該総理大臣の個性に依存する特殊なものであると割り切ることができるものではなく、今もって韓国国民及び北朝鮮の人々の感情を逆なでしかねない内容を含むものであるから、正に、他国等に関する我が国の見解に関する情報に該当し、これが

開示された場合、当該他国等と我が国の信頼関係を損なうおそれがあるものというべきである。

以上によれば、外務大臣が不開示部分①を開示することによって韓国及び北朝鮮との信頼関係が損なわれるおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないものであるから、不開示部分①に係る情報は情報公開法5条3号の不開示情報に該当するということができる。

イ 原判決の判断の誤り

(7) 原判決は、不開示部分①の記載は、当時の時代的背景と当該総理大臣の個性に依存するものと推測され、本件全証拠によつても、当該見解が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる的確な証拠がないとして、当該情報が情報公開法5条3号に該当しない判示している。

しかしながら、前記(2)のとおり、不開示部分①には、我が国の総理大臣が著しく差別的とされている表現を用いて韓国国民及び北朝鮮の人々一般に対する否定的評価を率直に述べたものが記載されており、その内容に照らすと、これを開示した場合、それが在日韓国人の二重国籍問題の問題点及び解決策に関連して発言されたものであることを踏まえてもなお、当時の時代的背景や当該総理大臣の個性という特殊な事情に基づくものにすぎないとして限定的に受け止められる可能性は乏しく、今なお韓国国民及び北朝鮮の人々の国民的又は民族的感情を逆なするものというべきである。

この点について、原判決が要求するように、現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる的確な証拠による

立証が必要であるとすれば、控訴人において、総理大臣の当該発言の具体的な内容を主張、立証せざるを得なくなるが、そのようなことは、不開示部分①を不開示とした意味を事実上失わせるものであって、情報公開法5条3号の不開示情報該当性を判断する手法として相当ではないといるべきである。

(イ) また、原判決は、既に日韓間で日韓基本条約、漁業協定及び「在日韓国人の法的地位協定及び待遇に関する協定」が締結されていることや、文書が作成されてから40年以上経過していることも不開示情報該当性を否定する事情の一つとして指摘している。しかし、これらの事情があったとしても、総理大臣の地位にあった者が発言した上記の内容やその性質は何ら変容するものではないことからすると、上記の事情は、不開示部分①が開示された場合における韓国及び北朝鮮と我が国の信頼関係を損なうおそれを当然かつ絶対的に解消し得るものではない。

特に在日韓国人の待遇に関する問題は、「在日韓国人の法的地位協定及び待遇に関する協定」が締結された後も、両国間の重要懸案事項として取り上げられてきており、今後も取り上げられる可能性の高い問題である。このような中、我が国の総理大臣の地位にあった者が上記のような差別的かつ否定的な発言を行っていたことが明らかになれば、今なお韓国国民の感情を逆なでし、韓国との信頼関係を損なうとともに、我が国が在日韓国人の待遇に関する問題について韓国との間で交渉を行う上で不利益を被るおそれがあるものである。

また、不開示部分①の記載内容は、北朝鮮出身者についても明示的に言及する内容となっており、韓国国民のみならず北朝鮮の人々の感情をも逆なでしかねないものであり、将来の北朝鮮との国交正常化交渉において、北朝鮮側の不信感を強め、我が国にとって交渉上の不利益を被るおそれがあるものである。

(イ) したがって、外務大臣が不開示部分①に係る情報につき情報公開法5条3号所定の「おそれ」があると判断したことについては相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないものであるから、原判決の上記判断は相当でない。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

既に指摘したとおり、不開示部分①には、当時の総理大臣が在日韓国人の二重国籍問題について差別的とも受け止められかねない発言をしていることが記載されていることは、前記(2)で述べたとおりである。そして、このような内容のものである不開示部分①が公になれば、現在もなお、韓国国民及び北朝鮮の人々の国民的民族的感情を逆なでし、ひいては、韓国及び北朝鮮との信頼関係を害することになることは、前記(3)アで述べたとおりである。以上のことからすると、不開示部分①を開示すれば、我が国の韓国及び北朝鮮との外交に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるということができる。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、不開示部分①に記載されている総理大臣の発言がされた当時の日韓間及び韓国内における状況が時の経過とともに著しく変化していることを理由として、当該情報は情報公開法5条6号に該当しない旨判示している。

しかしながら、我が国と他国との間における相互の信頼関係は、当該両国間における長い歴史的経過の中で培われていくものであるところ、日韓間における国民感情は、我が国が執った外交政策や先の大戦などの影響もあって、今なお容易ならざるものとなっていることは公知の事実である。このような現状に鑑みれば、我が国の総理大臣が韓国国民一般に対して差別的とも受け止められかねない表現を含んだ発言をした事実が、我が国の

公文書に記録された情報として公表されれば、その発言が過去の一時点におけるものとはいえ、それにより今後の両国間の外交交渉になお相当の支障を生ずる結果となることは、容易に想定されるというべきである。また、不開示部分①には、北朝鮮出身者についても明示的に言及する部分があることから、北朝鮮との関係においても、韓国との間で生ずるのと同様の支障が生ずることが、容易に想定されるのである。不開示部分①の内容は、原判決が指摘する時の経過及びそれに伴う状況の変化によってその性質を変容するものではないから、時の経過等の事情は、上記の支障を当然かつ絶対的に解消し得るものではない。

(5) 小括

以上によれば、不開示部分①に係る情報は、情報公開法5条3号及び6号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

16 通し番号2-96（乙B第170号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号2-96の文書は、昭和37年に外務省等が作成した文書によって構成されているものであるところ、同文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄の①及び②に記載のもの）には、いずれもソ連の領土問題及びサンフランシスコ平和条約に係る戦後をめぐる対応の誤りに言及したラスク国務長官、ハリマン国務次官補又は大平外務大臣の発言の具体的な内容が記載されていると推認することができる。これらの発言は、昭和37年当時における上記各人の見解にすぎず、本件全証拠によっても、ラスク国務長官と大平外務大臣との間でその発言内容を現時点においても非公開とする旨の合意がされたと認めるに足りる的確な証拠はないこと、控訴人（被告）は、当該情報の内容との関係でこれを公にすれば米国との信頼関係が損なわれることとなる具体的根拠を明らかにしていないことに照らすと、同文書が作成

されてから既に40年以上経過しており、現在までに韓国の政治体制が当時のものとは全く異なるに至っていることなど、同文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、米国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものはいえないから、不開示部分に係る情報は情報公開法5条3号に該当するとは認められない（原判決別紙5・2146ページ以下）。

また、当該情報は、⑦日本政府が外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、①昭和37年当時、ラスク国務長官、ハリマン国務次官補、大平外務大臣が、ソ連の領土問題及びサンフランシスコ平和条約に係る戦後をめぐる対応の誤りについて言及した具体的な内容にすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとはいえず、情報公開法5条6号に該当するとは認められない（原判決別紙5・2147ページ）。

(2) 不服申立ての対象部分の情報の内容

不開示部分①及び②の記載内容は、原判決が認定しているとおりであるが、より具体的に言うと、ラスク国務長官等の米国側の発言は、ソ連の領土問題やサンフランシスコ平和条約に基づく戦後処理の問題に関する米国の認識、見解等を含むものである。また、同発言は、昼食時の懇談という非公式の場面において、ざっくばらんな会話の中で発言されたものである。

(3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 他国との信頼関係が損なわれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(7) 不開示部分①及び②に係る情報が開示された場合、昭和37年当時、日本及び米国がソ連の領土問題及びサンフランシスコ平和条約に基づく戦後処理の問題に対してどのような認識、見解を有していたかが明らかとなる。そして、北方領土問題は、日本とロシアの両国間に現在も継続

している未解決の領土問題であり、ロシア政府にとっても重大な関心事であるから、当該情報が公になれば、ロシア政府が、今後、北方領土問題について日本と交渉等を行う際に、過去の日本側の認識や考え方を日本側の今後の対応を推察するための参考としたり、日本が過去に示した認識や考え方をあたかも日本側の現時点での見解のように扱うなど不利な交渉材料として用いることなどが考えられるのであり、それにより、我が国がロシアとの今後の交渉をする上で不利益を被ることが十分想定される。

また、米国は、北方領土問題の当事国ではないが、戦後の我が国の領土を確定したサンフランシスコ平和条約の主たる起草国であり、国際社会において多大な影響力を有することから、ソ連の領土問題やサンフランシスコ平和条約に係る昭和37年当時の米国の認識や見方がロシア政府の知るところとなれば、ロシア政府が、日本と北方領土問題に関する交渉等を行うに当たり、米国の過去の認識、見解等をあたかも自國に有利な交渉材料であるかのように利用することも考えられるのであり、このことによっても、我が国がロシアとの今後の外交交渉をする上で不利益を被ることが十分想定される。

(イ) 前記(2)で述べたとおり、ソ連の領土問題やサンフランシスコ平和条約に基づく戦後処理の問題に関する米国の認識、見解等は、米国政府の要人が、昼食時の懇談という非公式の場面において、ざっくばらんな会話の中で発言したものであり、そのことからすると、公にしない前提で発言した非公式情報であることは明らかである。それにもかかわらず、日本が、このような米国政府要人の領土問題に関わる認識、見解等を開示することとなれば、米国政府との信頼関係が損なわれることはもとより、他国からも機密保持が期待できない国とみなされて、国際的な信用が失墜することは想像に難くなく、他国との信頼関係が損なわれるおそ

れがある。

(イ) 以上によれば、外務大臣が不開示部分①及び②に係る情報を開示することによって他国との交渉上不利益を被り、他国との信頼関係が失われるおそれがあると判断したことには相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、ラスク国務長官と大平外務大臣との間で、その発言内容を現時点においても非公開とする旨の合意がされたと認めるに足りる的確な証拠はない上、上記文書の作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、上記不開示部分に係る情報を開示したとしても、一般的、類型的に見て米国との信頼関係を損なうおそれなどがあるとはいえない旨判示する。

しかしながら、情報公開法5条3号にいう、公にすることにより他国等との信頼関係が損なわれるおそれのある情報の具体例としては、前記2(3)イで述べた⑦ないし⑨の情報等が挙げられており、原判決のいうように、上記両者の間においてそれらの発言について非公開とする旨の合意がされたことが証明される場合でなければ同号の不開示情報に該当しないとするのは、およそ同号の解釈として正当とはいえない難い。

むしろ、不開示部分①及び②に係る情報は、上記の情報公開法5条3号にいう、公にすることにより他国等との信頼関係が損なわれるおそれのある情報とされる、他国等から公開を前提とせず提供された情報又は直接特定の不利益を与えなくとも公開することが他国等の意思や国際慣行に反し、我が国に対して有している信頼を傷つけることとなるおそれのある情報に該当するといえるものである。すなわち、北方領土問題は、日本とロシアとの間で未解決の重要な問題であり、国際社会における重大な関心事

であるところ、当事国であるロシアはもとより、国際社会全体にとっても、サンフランシスコ平和条約の主たる起草国であり、かつ、国際的に大きな影響力を持つ米国の領土問題に関する認識、見解は大きな関心事であり、今後の北方領土問題をめぐる日本とロシアとの間の交渉においても、米国がソ連の領土問題及びサンフランシスコ平和条約に基づく戦後処理の問題についていかなる認識、見解を有していたのかということは影響を及ぼす事柄であって、このことは、通し番号2-96の文書が作成されてから長期間を経過しても何ら変わるものではないというべきである。昭和37年当時、米国政府要人が飽くまで昼食時の懇談という非公式の場面で日本側に伝えた情報であり、今なお外交交渉等に影響を及ぼす情報を我が国が容易に開示するすれば、米国との信頼関係が損なわれることは容易に想定されるところである。

また、過去のある時点において示された関係国の事実認識や評価が、長期間を経た後においてもなお、当事国から外交交渉上有利に援用され得ることは、外交関係上しばしば見られるところであって、特に前記ア(ア)で述べた事情に鑑みれば、不開示部分①及び②に係る情報を開示した場合に、今後、日本がロシアとの間で現在もなお未解決の北方領土問題に関する交渉上不利益を被ることも想像に難くない。

以上によれば、原判決の上記判示は、外交交渉の実態や実情を看過又は見誤るものであり、相当ではない。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

不開示部分①及び②に係る情報は、米国政府の要人が昼食時の懇談という場面においてした非公式の発言であり、かつ、ソ連の領土問題及びサンフランシスコ平和条約に基づく戦後処理の問題に対する認識、見解を明らかにしたものであることは、前記(2)で述べたとおりである。

その内容は、日本とロシアとの間で現在もなお未解決の北方領土問題に少なからぬ影響を及ぼすものであるから、これを開示することは、今後の北方領土問題の交渉において日本側に不利益に援用されかねず、我が国の外交事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、上記米国政府の要人の発言は、ソ連の領土問題やサンフランシスコ平和条約に基づく戦後処理という機微な問題についての米国側の認識、見解等について、昼食時の懇談という非公式の場面におけるざっくばらんな会話の中で、公にしない前提であるからこそ発言されたものであり、現在も未解決の問題に関わるものである。このような飽くまでも昼食時の懇談という非公式の場面で公にしないとの前提でされた発言を我が国が開示することになれば、外交上の情報交換等の場面における諸外国等との率直な意見交換が困難となり、ひいては、我が国と米国との信頼関係が損なわれ、今後の同国との関係が悪化することになることはいうまでもないことである。このことは、我が国と米国との外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることの根拠となるものである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、不開示部分①及び②に係る情報は、昭和37年当時におけるものにすぎないとして、これを開示しても外務省の行う事務の遂行に支障が生ずるおそれは認められない旨判示する。

しかしながら、米国が昭和37年当時ソ連の領土問題及びサンフランシスコ平和条約に基づく戦後処理の問題についていかなる認識、見解を有していたかは、現在に至るまで日露間の懸案事項である北方領土問題に少なからぬ影響を及ぼすものであり、現時点においても、当該情報を安易に開示すれば、今後の北方領土問題の交渉において日本に不利益に援用され得るという点で外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、米国との信頼関係が損なわれ、対米関係の外交事務にも支障を及ぼす

蓋然性があるというべきである。

したがって、原判決の上記判示は相当ではないというべきである。

(5) 小括

以上によれば、不開示部分①及び②に係る情報は、情報公開法5条3号及び6号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

17 通し番号2-109（乙B第84号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号2-109の文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通り番号の⑤欄に記載のもの）に係る情報は、昭和28年当時、日韓会談が決裂した原因について外務省内で検討協議した際の韓国首脳に対する極めて率直な評価である。これは、昭和28年当時の韓国首脳に対する外務省内部の否定的評価にすぎず、本件全証拠によっても、当該評価が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる的確な証拠がないことのほか、その後、現在までに、韓国の政治体制が当時のものとは全く異なるに至っており、日韓間で日韓基本条約及び請求権協定が締結されるなど、同文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるとはいえないから、情報公開法5条3号に該当するとは認められない（原判決別紙5・2172ページ以下）。

また、上記の事情を考慮すると、当該情報を公にしたとしても、日本政府の外交事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとはいはず、情報公開法5条6号に該当するとは認められない（原判決別紙5・2173ページ）。

(2) 不開示部分の情報内容

上記不開示部分は、通し番号2-109の各文書の最終につづられている「日韓会談決裂善後対策」と題する文書の末尾にある。同文書は、第3次日韓会談が決裂した直後の昭和28年10月26日に、同会談の日本側代表であった久保田参与（当時）により起案され、外務大臣まで回覧されたものであるが、それには、当時の韓国首脳に対する外務省内部の否定的評価を踏まえて、今後採るべき外交交渉上の対策に関する率直な意見具申の内容が記載されており、その作成経緯や記載内容に鑑み、外部に公開されることは想定されていなかったものである。具体的に言うと、同文書には、第3次日韓会談における韓国側の態度の根底にあると思料される考え方や、それを踏まえて我が国が採り得る種々の対策を即時的なものから長期的なものへと、その当否について検討した上で、久保田参与（当時）の認識と意見が率直に記載されている。「日韓会談決裂善後対策」においては、長期的な対策として、（一）国際輿論喚起から（三）我が国の武力を含めた実力増強に至るまで、間接的婉曲的な方策から、より直接的威圧的な方策について検討を進めているところ（通し番号2-109の240、241ページ参照）、上記不開示部分の記載内容は、「実力増強」という方策に比しても一層直接的な形で韓国の内政に関わるものであり、外交上の手段として通常用いられない方法について指摘するものであり、このような内容が公になった場合、相手国である韓国側に強い不信感を抱かせることとなる。

以上のとおり、上記不開示部分には、昭和28年当時、外務省が特定の韓国首脳に対して抱いていた否定的評価が記載されており、それは当該韓国首脳の単なる人物評にとどまるものではなく、我が国が長期的な外交対策として、当該韓国首脳に対してどのような対策を探るかということに関して、外交上の手段としては通常用いられない直接的な対策を採用すべきであるという意見が率直に記載されていることに注目する必要がある。

(3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 日本国政府と韓国政府との信頼関係を損なうおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

上記不開示部分に係る情報は、昭和28年当時の韓国首脳に対する外務省内部の否定的評価を踏まえて久保田参与が検討した、日本政府が採用すべき長期的対策として、外交交渉上の手段としては通常用いられていない直接的で韓国の内政に関わる対策が記載されているものであり、これを公表したり、韓国政府にその内容を明らかにすることはないと前提の下に、飽くまで久保田参与が日本政府の部内において検討するための資料として作成したものである。

このように我が国政府の内部における検討資料として作成されたもので、その中には上記不開示部分のように交渉担当者の率直な意見が記載されているものが公になれば、その意見の背景にある考え方などが現在にも通ずるものとして韓国政府や韓国国民に受け取られかねず、日本政府と韓国政府との信頼関係を損なうおそれが十分あるといえる。この点は、取り分け、日韓両国間においては、長期間を経てもなお過去の事実ないし歴史に関する認識が問題とされる関係にあり、閣僚経験者あるいは政府高官等の発言内容がしばしば問題視されてきた経緯があること（前記第2章第2の4(2)）に照らせば、見やすい道理である。

また、日韓会談決裂後、日本側の首席代表を務めた人物が検討していた対策の具体的な内容が公になった場合、日本は交渉決裂時にそのような対策をも検討する国であるとして、その他の諸外国との関係においても不信感を抱かせ、信頼関係が損なわれることも十分に懸念される。

したがって、外務大臣が上記不開示部分を開示した場合に韓国との信頼関係が失われるおそれがあると判断したことには相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないものであるから、上記不開示部分に係る情報は情報公開法5条3号の不開示

情報に該当することができる。

イ 原判決の判断の誤り

(ア) 原判決は、上記不開示部分には、昭和28年当時の韓国首脳に対する外務省内部の否定的評価が記載されているにすぎず、本件全証拠によつても、当該評価が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる的確な証拠がないとして、当該情報が情報公開法5条3号に該当しないと判断する。

しかしながら、上記不開示部分には、昭和28年当時の韓国首脳に対する外務省内部の否定的評価のみならず、韓国に対して採るべき対策に係る率直な意見具申の内容等が含まれていることは、前記(2)で述べたとおりである。そして、このような内容の上記不開示部分が開示された場合、韓国政府あるいは韓国国民の誤解を惹起し、日本政府と韓国政府との信頼関係を損なうおそれが十分あるといえることは、前記(3)で述べたとおりである。

(イ) また、原判決は、上記不開示部分に係る情報が不開示情報に該当しない理由として、時の経過、現在までに韓国の政治体制が当時のものとは全く異なるに至っていること、日韓間で日韓基本条約及び請求権協定が締結されたことを指摘している。

しかし、当該情報の内容や性質自体は、時の経過や韓国の政治体制の変動や日韓基本条約等の締結により変容するものではないから、これらが当然かつ絶対的に上記(3)で述べた情報公開法5条3号所定の「おそれ」を解消するものではない上、上記不開示部分には、韓国に対して長期的な対策として位置づけられた具体的な方策に関する検討内容も記載されていることからすると、これが公にされた場合、日本政府の韓国政府に対する現在にも通ずる考え方や態度であるかのごとく誤解される可能

性が大きいものであり、上記のおそれは、韓国の政治体制の変動や日韓基本条約等の締結により払拭されるものではないというべきである。

(イ) したがって、外務大臣が上記不開示部分を開示することにより他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきであり、この点に関する原判決の上記各判断は相当でない。

(4) 情報公開法 5 条 6 号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

上記不開示部分に係る情報を公にした場合、前記(3)のとおり、韓国政府あるいは韓国国民、更には他の国との関係において、我が国の外交交渉に関する基本的な考え方方が誤って理解されるおそれがあり、日本政府と韓国政府との信頼関係のみならず、他の国との関係においても我が国の信頼が損なわれるおそれがあり、そのような事態に陥れば、外交事務の適正な遂行に著しい支障を被ることが明らかである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、当該情報は、昭和28年当時の特定の韓国首脳に対する外務省内部の評価にすぎず、この点に関する韓国内及び日韓間における状況は著しく変化していることを理由として、当該情報は情報公開法5条6号に該当しないと判示している。

しかしながら、現在において多くの懸案を抱える現在の日韓関係に鑑みれば、当該情報を開示した場合に信頼関係が失われるなどの弊害が生ずることが今なお強く懸念されるものであり、韓国内及び日韓間における状況の変化によってその弊害が生ずるおそれが払拭されるものではない。

(5) 小括

以上によれば、上記不開示部分に係る情報は、情報公開法5条3号及び6号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改めら

れるべきである。

第3 不開示理由3（情報公開法5条3号関係）について

1 通し番号3-12（乙A第51号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号3-12の文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄の①ないし③に記載のもの）に係る情報は、いずれも日韓予備交渉第21回会合又は第22回会合において、日本側が発言した竹島問題に関する我が国の対応又は我が国の提案の具体的な内容である。本件全証拠によつても、上記会合が秘密裏に行われたものであり、かつ、当該会合時の発言等の内容を一般に公開しないことを約束していたと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、同文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえないから、当該情報は、情報公開法5条3号に該当するとは認められない（原判決別紙5・2253ページ以下）。

(2) 不服申立ての対象部分の情報の内容

控訴人が不服を申し立てている部分は、不開示部分①のうち、通し番号3-12の文書の7ページ（-7-）9行目の左から3文字目から11行目の左から7文字目までの部分（以下「3-12不服部分①」という。）と、不開示部分③のうち、同文書の28ページ（-28-）の下から3行分及び29ページ（-29-）の上から8行目の6文字目から15行目の右から5文字までの部分（以下「3-12不服部分③」という。）である。3-12不服部分①及び③の記載内容は、いずれもおおむね原判決が認定しているとお

りであるが、より具体的に言うと、同各不服部分は、日本側が独自に作成した内部記録の一部分であり、3-12不服部分①には、日本側の竹島問題に関する国際司法裁判所への提訴案について韓国側との議論における日本側の評価を含む発言部分が記載されており、3-12不服部分③には、竹島問題に関し、大野自民党副総裁（当時）が述べた解決案についての日本側の評価を含む発言部分（同文書の28ページ（-28-）の下から3行分）及び韓国側が述べた国際司法裁判所への提訴案に代替する案に対して、国際司法裁判所への提訴案を基礎とした更なる日本側の再提案についての日本側の評価を含む発言部分（同文書の29ページ（-29-）の上から8行目の左から6文字目ないし15行目の右から5文字目までの部分）が記載されている。

以上の3-12不服部分①及び③に記載されている発言は、いずれも、非公開を前提とした忌憚のない意見交換の場面において、かつ、日本側提案に係る竹島問題の国際司法裁判所への提訴案に消極的な態度を示していた韓国側と様々な意見を取り交わす過程において、同提訴案やそれに代わる幾つかの案に対して、その意見交換当時の諸事情等の下で日本側があえて発言したものであるが、その表現ぶりは、あたかも当時から現在に至る諸事情等の下でも一般的な我が国の対処方針や立場であるかのごとき誤解を韓国側に与えかねないものである。

(3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 竹島の領有権問題に対する我が国の立場に関して、韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

竹島の領有権をめぐっては、日韓両国間において、現在もその紛争が継続しており、取り分け、昨今は李明博（イ・ミョンバク）韓国大統領の竹島上陸問題等を契機に情勢が緊迫化している状況にあること、日本政府は、

かねてから竹島問題について国際司法裁判所に提訴するとの選択肢の是非を継続的に検討しており、平成24年8月21日には韓国側に対し、国際司法裁判所への合意付託などを提案したことからすれば、こと竹島問題に関する外交情報の扱いについては、通し番号3-12の文書作成時はもとより、本件各処分時においてもなお、特に慎重な配慮が必要とされるものである。

以下、上記の点につき、3-12不服部分①及び③に係る情報ごとに、ふえんして述べる。

(7) 3-12不服部分①に係る情報の内容は、その前後の一開示部分の記載内容からも明らかのように、日本側の竹島問題に関する国際司法裁判所への提訴案に対して消極的な態度を示していた韓国側と様々な意見を交わす過程で日本側がした発言に関するものであるところ、3-12不服部分①には、提訴案について消極的な態度を示す韓国側を議論に乗りやすくするために、あえて一步下がった内容の発言をしたもののが記載されており、その表現ぶりからすると、あたかも当時の諸事情等の下でも一般的な我が国の対処方針や立場であったかのごとく誤解を与えるかねない内容のものである。

竹島の領有権問題をめぐる日韓両国間の状況は前述のとおりであり、かつ、同問題が現在まで一貫して未解決の問題であるという状況下において、上記のような内容の記載が基となって、韓国政府及び韓国国民に上記意見交換当時の我が国の対処方針等についての誤解が生ずれば、その誤解があたかもその対応方針等が現在及び将来の我が国の対処方針等としても通ずる基本的な対処方針等であるかのような誤解に発展するおそれがある。韓国国民が、非公開を前提とした忌憚のない意見交換の場面における情報である3-12不服部分①に係る情報に接したと認めるに足りる的確な証拠は見当たらぬことに鑑みると、当該情報を公にす

ることにより韓国国民に無用な誤解を生じさせ、その結果、いたずらに世論を騒がせるおそれが高いというべきである。

そして、竹島問題は、現時点でも未解決の問題であり、韓国政府及び韓国国民にとっても関心の高い事項であるから、上記意見交換当時から将来にかけての我が国の対処方針等について誤解を与えかねないような表現で記載されている上記のような日本側の提案に係る自らの評価が、日本国の内部記録に含まれており、かつそれが公文書たる外交文書の情報公開により公になるとすれば、韓国政府がこれに改めて着目し、今後、竹島問題について日本と交渉等を行う際に、竹島問題に関する過去の日本側の認識、関心事項や見方、ひいては日本側の今後の対応を推察するための参考としたり、上記のような誤解を所与の前提として日本側に不利な交渉材料として用いることが考えられるのであり、それにより、我が国が韓国との交渉上不利益を被ることが十分想定される。

以上のことからすると、3-1-2不服部分①に係る情報を公にすれば、将来予想される竹島問題に関する交渉において、我が国が交渉上の不利益を被ることが十分予想されるとともに、日韓両国間の国民感情に悪影響を与える、ひいては両国間の信頼関係を損なう結果となりかねない。

したがって、外務大臣が3-1-2不服部分①を開示することにした場合に韓国との信頼関係が失われるおそれがあると判断したことには相応の根拠があり、その判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

(イ) 次いで、3-1-2不服部分③に係る情報の内容は、その前後の一開示部分の記載内容からも明らかのように、竹島問題に関し、大野伴睦自民党副総裁（当時）が述べた解決案や、韓国側が提案した竹島問題を調停に付する案に係る対処案に関連してなされた日本側の発言等に関するものであるところ、3-1-2不服部分③には、竹島問題に関する議論を

進めるために、あえて一歩下がった内容の発言が記載されており、その表現ぶりからすると、あたかも当時の諸事情等の下でも一般的な我が国の対処方針や立場に関する発言であるかのごとく韓国及び同国民から誤解を受けかねない内容のものである。

そして、前述のとおり、竹島問題は、現時点でも未解決の問題であり、韓国政府も高い関心を寄せている事項であるから、上記発言当時から将来にかけての我が国の対処方針等であるかのような誤解を与えるかねないような表現で記載されている上記のような竹島問題に係る各種の処理案についての我が国の評価を含む発言が、日本国の内部記録であり、かつ公文書である外交文書の情報公開により公になるとすれば、3-12不服部分①と同様、韓国政府がこれに改めて着目し、今後、竹島問題について日本と交渉等を行う際に、竹島問題に関する過去の日本側の認識、関心事項や見方、ひいては日本側の今後の対応を推察するための参考としたり、韓国国民の上記のような誤解等を前提として日本側に不利な交渉材料として用いることなどが考えられるのであり、それにより、我が国が韓国との交渉上不利益を被ることが十分想定される。

以上のことからすると、3-12不服部分③に係る情報を公にすれば、将来予想される竹島問題に関する交渉において、我が国が不利益を被ることが十分想定されるとともに、日韓両国間の国民感情に悪影響を与え、ひいては両国間の信頼関係を損なう結果となりかねない。

したがって、外務大臣が3-12不服部分③を開示することにした場合に韓国との信頼関係が失われるおそれがあると判断したことには相応の根拠があり、その判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

(7) 原判決は、3-12不服部分①及び③を含む不開示部分に係る情報は、

いずれも日韓予備交渉第21回会合又は第22回会合において、日本側が発言した竹島問題に関する我が国の対応又は我が国の提案であることをもって、当該情報が情報公開法5条3号に該当するとは認められないと判示している。

しかしながら、竹島問題が今なお日韓両国間の懸案事項であることを踏まえれば、我が国の国際司法裁判所への提訴案について、日本政府の立場に関して誤解を与えるかねないような見解を外交文書の公開という様で公にすることは、我が国が韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるものということができ、そのおそれのあることは、過去のある時点での交渉の場において我が国が韓国に対して同様の発言をしたことがあることをもって直ちに払拭されるものではない。

(イ) また、原判決は、日韓予備交渉第21回会合又は第22回会合が秘密裏に行われたものであり、かつ、当該会合時の発言等の内容を一般に公開しないことを約束していたと認めるに足りる的確な証拠はないことや、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることも指摘している。

しかしながら、韓国において上記会合に関する情報が公開されていることについて、また、仮に公開されたものがあったとしても、それが3-12不服部分①及び③に係る情報が開示されたことを明らかにする証拠は提示されていないから、韓国側が日韓会談文書を開示したことを理由として、3-12不服部分①及び③に係る情報の情報公開法5条3号該当性を否定すること自体が証拠に基づかない判断というべきであるし、韓国側文書が開示されているとの一事をもって当該情報の同号該当性を否定することも相当ではないというべきである。

また、通し番号3-12の文書に記録されている日韓予備交渉は、非公開を前提として行われた会合であり、この点においても原判決は誤つ

た前提に立って判断しており、相当ではない。

(4) 小括

以上によれば、3-12不服部分①及び③に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示事由に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

2 通し番号3-15（乙A第54号証）について

(1) 原判決の判示内容等

通し番号3-15の文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄に記載の二つの部分）に係る情報は、竹島問題に関する日韓両政府の非公式見解であり、昭和37年3月に小坂外務大臣と崔外務部長官との会談で交わされたものである。本件全証拠によても、当該会談が秘密裏に行われたものであり、かつ、当該会談での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠がないこと、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることのほか、通し番号3-15の文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係が損なわれたり、また、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるともいえないから、当該情報は情報公開法5条3号に該当するとは認められない（原判決別紙5・2264ページ以下）。

(2) 不開示部分の情報内容

上記各不開示部分の記載は、同文書の16ページ2行目及び3行目並びに35ページ11行目及び12行目（上記各不開示部分の各冒頭の2行。この部分については、控訴人は不服を申し立てていない。）に、「以下非公式発言ということで、9時35分まで次のような応酬が行われた。」との記載に

続く部分であり、この記載からもうかがわるとおり（乙A第519号証）、そこには、小坂外務大臣と崔外務部長官との間で、公式協議に引き続き、非公式発言であることを両者が確認した上でされたやり取りであり、非公開とすることを前提に、当時の北朝鮮と韓国との関係、日韓会談に関する両国間の政治状況などに関する認識を踏まえ、会談の在り方に関する率直な意見や、竹島問題に関する日韓両政府の非公式見解について踏み込んだ会話の応酬が記載されている。

(3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 韓国との信頼関係を損ない、我が国の今後の交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

上記各不開示部分（なお、不服を申し立てている部分は、別紙処分目録の通し番号3-15の⑦欄に記載の部分である。）の記載内容は、上記(2)で述べた内容のものであるため、これを公にすれば、竹島問題の解決に向けた日韓両政府の非公式かつ非公開を前提とした見解が明らかとなるところ、そこに記載された韓国側の見解は、我が国以外には公表しないことを当然の前提に、竹島問題の解決に向けた両国の提案内容について忌憚のない率直な意見を述べたものであり、現時点においても、両国政府のいずれからも公にされていないものである。そして、竹島問題が外交上機微な領有権の帰属に関する問題であることも考えると、我が国が上記各不開示部分を開示すれば、韓国との信頼関係が大きく損なわれることはほぼ確実であるということができ、また、他国からも機密保持が期待できない国とみなされて、国際的な信用が失墜するおそれがあることも容易に考えられる。そして、これにより、我が国が今後外交交渉を行う可能性のある全ての諸外国との交渉上不利益を被る結果となることが十分想定される。

したがって、外務大臣が上記各不開示部分を開示することにより他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると判断したことには相応の根拠があ

り、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、本件全証拠によつても、当該会談が秘密裏に行われたものであり、かつ、当該会談での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠がないことを理由として、当該情報は情報公開法5条3号に該当しない旨判示する。

しかしながら、前記(2)のとおり、上記各不開示部分は、その各冒頭の「以下非公式発言ということで、9時35分まで次のような応酬が行われた。」との記載があるように、日韓両政府間において行われた非公式な発言を記載したものであり、この発言は公開されないことを前提としてされたものである。

原判決は、当該会談が秘密裏に行われたものであり、かつ、当該会談での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠がないとも判示する。

しかし、情報公開法5条3号にいう、公にすることにより他国等との信頼関係が損なわれるおそれのある情報の具体例としては、⑦他国等との間において不公表が申し合わされている情報（原判決の判示はほぼこれに相当すると解されるが、原判決は、会合そのものが秘密裏に行われたことをも要求する点で狭きに失する。）に限らず、①他国等から公開を前提とせず提供された情報、⑦当該情報に關係する他国等に関し、その国際的な地位を低下させる、その安全が害される又は政治・経済・社会上の混乱を惹起する等の不利益を不当に与えるおそれのある情報、⑨直接特定の不利益を与えるなくとも公開することが他国等の意思や国際慣行に反し、我が国に對して有している信頼を傷つけることとなるおそれのある情報、⑩他国等に対する我が国の見解に関する情報であつて、公にすることにより、当該

他国等と我が国の信頼関係を損なうおそれのあるもの、④国際機関を通じて行われる国際的な協力の実効性を損なうおそれのある情報などが挙げられるのであるから（高橋滋ほか・条解行政情報関連三法 316 ページ以下），原判決のように、秘密裏に行われ、かつ、当該交渉における発言について非公開約束があったことが証明される場合でなければ、およそ情報公開法5条3号の不開示情報に該当しないというのは、同号の解釈として正当なものとはいひ難い。そして、上記の国際慣行に照らせば、上記各不開示部分に係る情報を開示することは、韓国が我が国に対する信頼を損なうことになるから、当該情報は、上記①及び④に該当するものである。

また、原判決は、非公式発言とする旨の約束があったとしても、当該発言等の内容を一般に公開しないことまで約束されたと認めることはできないとも判示する。

しかし、この判示は、外交交渉における非公式発言の意味について誤解しているものといわざるを得ない。すなわち、外交交渉の場において非公式発言である旨の明示的な約束をするということは、両国間において、当該発言は公には存在しないものとして取り扱うこととするか、少なくとも、その場限りのものとして取り扱うことを了承したことを意味する。それゆえ、非公式発言は、公にすることが元来予定されていないのみならず、それを非公式発言とする旨を約した当事国においては公にすることが許されない性格のものなのである。したがって、当該当事国のいずれかが非公式発言を公にすることは、それを非公式発言とする旨を約した当事国間の信義にもとることはもとより、公式な見解との齟齬や乖離の状況が問題とされるなど、種々の弊害が生ずることが容易に想定されるから、これを開示しても問題は生じないという原判決の上記の判示は、外交上の国際慣行に反するものであり、国際社会で受け入れられるものではない。

(4) 小括

以上によれば、上記各不開示部分に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改めるべきである。

3 通し番号3-16（乙A第40号証）について

(1) 原判決の判示内容

ア 通し番号3-16の文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄の①ないし⑦に記載のもの）について、不開示部分①には、昭和28年当時の竹島問題に関する日本の具体的な解決案であって、日本政府部内で検討されたもので韓国側に示されていないもの、不開示部分②には、竹島問題に関して日本政府部内で検討された結果であって韓国側に示されていないものであるが、その具体的な内容は、昭和40年当時、竹島問題についての日本側の解決策である国際司法裁判所提訴案に韓国が応じない理由を推測したものにすぎず、日本側の対処方針又は解決案等ではないもの、不開示部分③には、(ア)昭和29年当時、日本政府関係者が米国政府関係者から聴取した米国の竹島問題に関する対応・見解に関するものと、(イ)上記(ア)に対する日本側の分析結果に係るもの、不開示部分④には、昭和37年12月当時、日本政府から韓国側に提示された竹島問題に関する文書の内容そのもの、不開示部分⑤には、日本政府関係者の「竹島問題のタブーは一つは竹島の字句を条約面に出すこと、一つは国際司法裁判所である」との発言に関する後宮アジア局長の個人的見解、不開示部分⑥には、(ア)昭和40年当時、韓国朴正熙大統領（当時）がブラウンズ在韓米国大使（当時）に述べた竹島問題についての具体的な見解に係るものと、(イ)その余の外務省内部における竹島問題についての率直な意見、内部的な対応状況に係るもの、不開示部分⑦には、日韓条約の案文につき「『生ずる』を入れるよりも仲裁から調停まで降りる方を選んだ理由」に関する藤崎条約局長の個人的見解が、それぞれ記載されている（原判決別紙5・2276ペ

ページ以下)。

イ 不開示部分①、不開示部分③(イ)及び不開示部分⑥(イ)については、いずれも情報公開法5条3号に該当するが、その余の不開示部分については、以下のとおり、情報公開法5条3号に該当するとは認められない(原判決別紙5・2276ページ以下。なお、不開示部分④については、控訴人は不服を申し立てていないので、以下では、これに係る原判決の判示部分の引用を省略する。)。

不開示部分②は、現在に至っても、竹島問題が日韓間で未解決であり、これに関する日韓両政府の主張が平行線となっていて、当時の状況からの顕著な進展がみられないことのほか、通し番号3-16の文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係が損なわれたり、また、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない(原判決別紙5・2276ページ以下)。

不開示部分③(ア)については、本件全証拠によつても、少なくとも日本政府関係者が米国政府関係者から米国の竹島問題に関する対応・見解を聴取した会合等が秘密裏に行われたものであり、かつ、当該会合等での発言等の内容を一般に公開しないことを約束していたと認めるに足りる的確な証拠がないこと、既に日本政府関係者が米国政府関係者から聴取した李ライアン問題等を含む当時の日韓関係に関する事項についての見解等が多数の行政文書の一部開示により公にされていると認められ、当該会合等において聴取した上記の対応・見解を公にすることによる米国との信頼関係が損なわれるおそれ又は米国との交渉上不利益を受けるおそれがあるとはいえないことに加え、通し番号3-16の文書作成後の時の経過や社会情勢の

変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、米国との信頼関係が損なわれたり、米国との交渉上不利益を受けたりするおそれがあるとはいえない（原判決別紙5・2277ページ）。

不開示部分⑤については、日韓両政府が紛争の解決に関する交換公文の案文を確定するに至るまでの具体的経緯等が他の行政文書の一部開示により既に公にされているから、後宮アジア局長の個人的見解のおおよその趣旨を推測することは可能であること、既に日韓間で紛争の解決に関する交換公文が調印されたこと、控訴人の主張を精査しても、当該個人的見解がどのような観点から韓国との信頼関係を損ない又は韓国との交渉上の不利益を被るおそれがあるといえるかが明らかでないことに加え、通し番号3-16の文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係が損なわれたり、また、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない（原判決別紙5・2278ページ以下）。

不開示部分⑥(ア)については、本件全証拠によっても、日本政府関係者がブラウンズ在韓米国大使（当時）から上記情報を入手するに当たり、不開示部分⑥(ア)に係る情報及びその入手先等を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠がないこと、通し番号3-16の文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国又は米国との信頼関係を損なったり、また、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない（原判決

別紙5・2279ページ)。

不開示部分⑦については、この点に関して後宮アジア局長が、「『生ずる』を書くと将来の紛争に限られ、竹島問題は除かれることがはっきりしてしまうので困る」との見解を示したことや、韓国側が日本側の文言案を受け入れるに当たり「韓国代表団が帰国後本件了解には竹島が含まれていないとの趣旨を説明することがあっても日本側からは公式には直ちに反論を行わないでほしい。もっとも、日本で後日、国会で竹島を含む旨の答弁を差し控えることまではお願いするつもりはない」と発言したことは、他の行政文書の一部が開示されていること(乙A第40号証)により既に公にされているといえ、同人の個人的見解のおおよその趣旨を推測することは可能であること等に照らすと、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なったり、また、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない(原判決別紙5・2280ページ)。

(2) 不服申立ての対象部分の情報内容

通し番号3-16の文書について開示を命じられた部分のうち、控訴人が不服を申し立てている範囲は、別紙処分目録の同通し番号の⑦欄に記載の不開示部分②、③(ア)、⑤、⑥(ア)及び⑦である。これらの各記載内容は、おおむね原判決が認定しているとおりであるが、不開示部分⑤について、より具体的に言うと、日本政府関係者の「竹島問題のタブーは一つは竹島の字句を条約面に出すこと、一つは国際司法裁判所である」との発言に関する後宮アジア局長の竹島問題についての個人的見解が記載されているとともに、金大使が竹島問題の解決方針について示した一定の意見が記載されている。金大使が述べた見解は、当時及び現在の韓国政府の公式見解と一致しない内容のものであり(乙A第40号証219ページ(-214-)下から5行目以下

参照)，当時はもとより，現在の日韓両国間においても，これを公にすることは全く予定されていないものである。

(3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 韓国その他の諸外国との信頼関係を損ない，我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(7) 不開示部分②について

不開示部分②には，日本側が韓国側に提案した竹島問題に関する国際司法裁判所への提訴案に対して韓国側が反対した真の理由につき，日本政府部内で検討した結果が記載されている。この検討の過程では，日韓両国間の交渉において，日本政府が韓国側から，非公式かつ非公開とすることを前提として韓国側から入手した韓国政府が国際司法裁判所への提訴案に反対する真の理由等の情報（通し番号3-32（乙A第69号証）の文書の不開示部分など）を踏まえて検討が行われている。そのため，我が国が不開示部分②を公にすると，韓国側が国際司法裁判所への提訴に反対する理由として我が国以外には明らかにしないことを当然の前提として伝えた情報であって，現に，現時点でも両国政府のいずれからも公にされていない情報が明らかとなってしまうことになる。したがって，我が国が不開示部分②を開示すれば，韓国との信頼関係が大きく損なわれるのみならず，我が国が外交機密の保持さえ十分にできない国であると認識されることとなり，我が国が今後外交交渉を行う可能性のある全ての諸外国との関係で交渉上不利益を被るおそれがある。

また，不開示部分②には，非公式に得た韓国側の見解を基に検討した検討結果以外に，韓国側の関心事項についての政府部内の検討結果も記載されている。この情報は，韓国側に明らかにされたことがないものであり，これを公にすれば，竹島問題に関する政府部内の検討結果が明る

みに出ることとなるが、竹島問題は、平成24年8月21日に我が国が行った国際司法裁判所への合意付託などの提案に対し、韓国側がこれを拒否するなど、現時点でも未解決の問題であり、韓国政府にとって極めて関心の高い事項であるから、韓国政府が上記の政府部内の検討結果を知ることになれば、今後、竹島問題について日本と交渉等を行う際に、竹島問題に関する過去の日本側の認識や見方を日本側の今後の対応を推察するための参考としたり、日本が過去に示した態度を日本側に不利な交渉材料として用いることなどが考えられるのであり、それにより我が国が交渉上不利益を被ることが十分想定される。

以上によれば、外務大臣が不開示部分②の情報を開示した場合に韓国との信頼関係が失われ、韓国を始め他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことには相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

(イ) 不開示部分③(ア)について

不開示部分③(ア)には、昭和29年当時、日本政府関係者が米国政府関係者から聴取した米国の竹島問題に関する対応・見解が記載されているが、この米国の竹島問題に関する対応・見解は、飽くまで米国政府内部の非公式情報であり、非公表・非公式のものとして取り扱うことを前提に、日本政府に伝達されたものである。したがって、我が国が、この米国政府の内部的方針に関わる情報を開示すれば、米国政府との信頼関係が損なわれることはもとより、他国からも機密保持が期待できない国とみなされて、国際的な信用が失墜することは想像に難くない。

また、米国は、竹島問題の当事国ではないが、国際社会において多大な影響力を有することから、当時の竹島問題についての米国の対応方針等が韓国政府に知られることになれば、韓国政府が我が国との今後の同問題に関する交渉等に当たり、米国が過去に執った方針等を自国に有利

な交渉材料として利用することなどが考えられるのであり、それにより我が国が交渉上不利益を被ることが十分想定できる。

以上によれば、外務大臣が、不開示部分③(ア)の情報を開示した場合に、米国との信頼関係が損なわれるのみならず、韓国を始めとする他国との交渉上も不利益を被るおそれがあると判断したことには相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

(イ) 不開示部分⑤について

不開示部分⑤には、日本政府関係者の「竹島問題のタブーは一つは竹島の字句を条約面に出すこと、一つは国際司法裁判所である」との発言に関する後宮アジア局長の個人的見解が記載されているとともに、金大使が竹島問題の解決方針について示した一定の意見の内容が示されているが、後者は、非公表・非公式のものとして取り扱うことを前提に日本政府に伝えられたものである。

また、金大使の上記意見は、当時及び現在の韓国政府の公式見解とは異なる内容のものであるから（乙A第40号証219ページ（-214-）下から5行目以下参照）、韓国政府が上記意見を我が国が了承しさえすれば直ちに採用可能な案として示したものということはできず、現にその後の日韓交渉においても、上記意見に係る案は採用されるに至っておらず、その内容が公表されているものでもない。

二国間交渉の通例として、交渉過程において相手国から未確定の試案的なものとして示された提案の内容は、その性質上、当事国以外には開示しないことを前提としているのであり、我が国がこれを開示すれば、相手国の我が国に対する信頼が著しく損なわれることになる。さらに、我が国がこのような情報を開示すれば、以後、我が国は、当該相手国はもとより、今後我が国と外交交渉を持つ可能性のある全ての諸外国から、

外交上の機密を保持することが期待できない国とみなされ、国際的な信用が大きく失墜することとなる。この場合、諸外国が我が国との外交交渉自体を拒むことにもなりかねず、たとえ外交交渉に応じたとしても、我が国に対し、当事国以外にも公表可能な提案を除いては、その時々の率直な提案をすることを差し控えるなどして、我が国が外交交渉上不利益を被ることが想定される。

以上によれば、外務大臣が、不開示部分⑤の情報を開示した場合に、韓国及びその他の諸外国との信頼関係が損なわれ、韓国を始めとする他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことには相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

(I) 不開示部分⑥(ア)について

不開示部分⑥(ア)には、在韓米国大使が朴大統領と面談した際の同大統領の発言内容が記載されている（乙A第40号証219ページ（-214-）下から1行目以下参照）。この発言内容は、日本政府が米国政府側から情報提供されたものである。

このような政府高官相互間でされたやり取りの内容は、その会談が行われた経緯に鑑み、これを公にするに当たっては慎重な配慮が必要となる。具体的にいえば、このような面談の性格上、朴大統領は、上記面談における発言内容が日本政府に伝達される予定であったことを認識していたとは認められないことに加え、少なくとも、同大統領は、後日、当該発言の内容が日本政府により公にされることはないものとして発言したといえるし、これを日本政府に伝達した米政府関係者においても、後日、伝達した内容が日本政府により公にされることないと前提に立っていたものであり、このことは外交上当然の了解事項である。

このような状況において、日本政府が、上記発言内容を公にすれば、

機密保持を前提としてこのような重要な情報の提供に応じた米国政府の我が国に対する信頼が著しく損なわれることはもちろんのこと、韓国大統領が公にしないことを前提にした発言内容を、それと知りつつ公にすることになる以上、韓国政府の我が国に対する信頼もまた著しく損なわることとなる。

以上によれば、外務大臣が、不開示部分⑥(ア)の情報を開示した場合に、韓国及び米国との信頼関係が損なわれ、韓国を始めとする他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことには相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

(オ) 不開示部分⑦について

不開示部分⑦には、日韓条約の案文につき「『生ずる』を入れるよりも仲裁から調停まで降りる方を選んだ理由」に関する藤崎条約局長の個人的見解が記録されているが、その性質上、公にしないことを前提としたものである。この見解には、我が国における条約案の策定等を所管する外務省条約局長が、公にしないことを前提として、日韓条約の案文の策定に当たり、日本政府部内でいかなる対処方針を立てていたか、また、当該対処方針がいかなる配慮の下にいかなる形で案文に反映されているか、また、これを反映するに当たって韓国側との折衝に当たりいかなる配慮がなされたか等について述べた率直な見解が含まれており、また、その発言者が外務省条約局長であることに加え、その内容に鑑みると、条約案の策定や、相手方当事国との折衝の在り方等について、一般的に我が国の対処方針を推し量ることができる内容のものである。

以上のような事項が記載されている不開示部分⑦が公になると、日韓条約の案文策定に当たっての我が国の対処方針、それを案文に盛り込む際の対応ぶり、ひいては当時の韓国側の対応の予測やこれを踏まえた日

本政府の対処方針等が明らかとなることはもとより、今後、我が国が関係することが予想される各種条約の案文策定における我が国の対処方針や、それを案文に盛り込む際の我が国内部の配慮、相手方当事国の対応の予測やこれを踏まえた日本政府の対処方針もまた相当程度に推知されることとなる。特に、竹島問題は、平成24年8月21日に我が国が行った国際司法裁判所への合意付託などの提案に対し、韓国側がこれを拒否するなど、現時点でも未解決の問題であり、韓国政府も極めて高い関心を示している事項であるから、不開示部分⑦が公になれば、韓国政府が、今後、同問題について日本と交渉等を行う際に、同問題に関する過去の日本側の認識や見方を日本側の今後の対応を推察するための参考としたり、日本が過去に示した態度を日本側に不利な交渉材料として用いることなどが考えられるのであり、それにより我が国が交渉上不利益を被ることが十分想定される。

以上によれば、外務大臣が、不開示部分⑦の情報を開示した場合に、韓国を始めとする他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことには相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

(ア) 不開示部分②について

原判決は、不開示部分②について、昭和40年当時において、竹島問題についての日本側の解決策である国際司法裁判所への提訴案に韓国が応じない理由を推測したものにすぎないこと、日本側の対処方針又は解決案等を記したものではないこと、通し番号3-16の文書を作成した後、現在に至っても、竹島問題が日韓間で未解決であり、これに関する日韓両政府の主張が平行線となっていて、当時の状況からの顕著な進展がみられないことをもって、当該情報は情報公開法5条3号に該当しな